

しあわせホームタウン

甘 K A N R A 楽 2022 ▶ 2032

いきいきかんらプラン 第6次総合計画書





あたたかなふるさと 「しあわせホームタウン甘楽」を 目指して

甘楽町長 茂原 莊一

まちづくりを進めるための指針となる総合計画は、昭和34年から始まりこれまで5次にわたりそれぞれの時代背景に応えながら、本町のあるべき姿を目指し策定して参りました。

時代は令和となり、少子高齢化と人口減少社会の到来、大規模災害の頻発、社会保障費の増大と持続可能な財政運営、急速に進むデジタル化社会など、様々な課題を抱えています。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済や雇用への影響のみならず、人々の行動・意識など、大きな変化をもたらし新しい生活様式が求められ、時代の大きな転換期に直面しています。

第6次総合計画は、こうした新たな時代の変化に対応し、すべての町民の暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進め、町民と行政との共創によるまちづくりを推進するための指針として策定したものです。

今回の計画でまちの将来像として描いた「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向け、一人ひとりが生き生きと幸せに暮らしていける町を目指し、「住んでよかった」「住みたい・住み続けたい」と思える甘楽町をつくるため、「いきいきかんらプラン第6次総合計画」を策定し計画を実行して参ります。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただいた総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、町民アンケートや総合計画策定懇談会において貴重なご意見ご協力をいただきました多くの町民の皆さまに感謝申し上げます。

誰もが「しあわせ」を実感できるホームタウン（ふるさと）を目指して、町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

— 目 次 —

第1編 総論

第1章 策定にあたって	2
1. 策定の趣旨	2
2. 総合計画の役割	3
3. 計画づくりの6本の柱	4
第2章 計画の構成と期間	5
(1) 基本構想	5
(2) 基本計画	5
(3) 実施計画	5
第3章 計画の背景	6
1. 町の概況	6
(1) 位置と地勢	6
(2) 交通環境	6
2. 人口と世帯数の推移	8
3. 産業の推移	11
4. 甘楽町を取り巻く現状と課題	12
(1) 人口減少と高齢社会の進行	12
(2) 地方創生への取り組み	12
(3) 安全・安心への意識の高まり	12
(4) 地域福祉と高齢者への支援体制	13
(5) 多様性の尊重と共生社会	13
(6) 本格的なデジタル社会の到来	13
(7) 公共施設インフラの老朽化対策と維持管理	14
5. 持続可能な開発目標SDGsの推進	15
SDGsにおける17の国際目標と主要施策との対応	16

第2編 計画の目標

第1章 まちの将来像	18
第2章 基本目標	19
1. 目標人口	19
2. 土地の利用目標	21
3. 産業別の目標	22

第3編 基本構想と基本計画

第1章 住みたい・住み続けたいまち	24
●基本構想	24
●基本計画	25
第1項 未来へつなぐ土地利用	25
土地利用構想図	26
第2項 暮らしやすい住環境の整備	27
第3項 人にやさしい道路網・交通環境	28
第4項 親しまれる空間づくり	29
第5項 災害に強いまちづくり	30
第2章 活力ある産業を育みにぎわいのあるまち	32
●基本構想	32
●基本計画	33
第1項 地域の魅力を生かした農業	33
第2項 豊かな自然を育む森林	34
第3項 個性と地域性を生かした商業	35
第4項 社会情勢に適応した工業	36
第5項 地域資源の充実と広域連携による観光	37
第3章 笑顔で暮らせる環境にやさしいまち	38
●基本構想	38
●基本計画	39
第1項 自然環境の保護	39

第2項	循環型社会の構築	40
第3項	いつでも安全で良質な水	41
第4項	水環境の保全	42
第5項	安全安心な暮らし	43
第6項	移住定住の促進	44

第4章 誰もがつながり支え合う地域福祉のまち 46

●基本構想	46
●基本計画	47
第1項 楽しみながら子育てのできる環境整備	47
第2項 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	48
第3項 すべての人がともに支え合う地域福祉	49
第4項 いきいきと暮らせるための健康づくり	50
第5項 みんなで支える安心の社会保障	51

第5章 豊かな心と自分らしさを育むまち 52

●基本構想	52
●基本計画	53
第1項 未来を担う力を育む人づくり	53
第2項 D Xに対応した教育の推進	54
第3項 生涯学習で人生を豊かに	55
第4項 活力ある生涯スポーツで健康づくり	57
第5項 笑顔あふれる交流と共生のまちづくり	58
第6項 芸術及び文化の振興と継承	59

第6章 共創による持続可能なまち 60

●基本構想	60
●基本計画	61
第1項 住んでよかったと思える地域の共創	61
第2項 D Xの推進による行政サービスの質の向上	62
第3項 安全で安心な暮らしを守るまちづくり	63
第4項 健全で持続可能な行財政運営	64
第5項 広域的な視点による行政の推進	65

第 1 編

甘 楽 町 第 6 次 総 合 計 画

総 論

策定にあたって

1 策定の趣旨

少子高齢社会の進展による人口の減少、地球温暖化対策などの環境問題や急速に進むデジタル化社会、新型コロナウイルス感染症の発生により経済・雇用の先行きが不透明など、私たちを取り巻く情勢は多くの課題を抱えています。こうした状況を的確にとらえながら、個性を生かした地域づくりに取り組む必要があります。

今回、第5次総合計画が終了するにあたり、これまでのまちづくりを踏まえながら、すべての町民の暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進めるため第6次総合計画を策定します。

今までの最上位計画の策定年と名称・キャッチフレーズ

昭和34(1959)年	「新町基本計画」
昭和47(1972)年	「甘楽町総合計画」
昭和57(1982)年	「甘楽町新総合計画」 ～歴史の香る文化とゆとりのある町～
平成4(1992)年	輝き甘楽21「第3次総合計画」 ～安心とやすらぎの町づくり～
平成14(2002)年	GENKIプランかんら「第4次総合計画」 ～心が通う元気あふれる町～
平成24(2012)年	KANRAプラン・輝き「第5次総合計画」 ～キラッとかんら安心のまち～

2 総合計画の役割

まちづくりの 宣言

将来に向けたまちづくりの基本理念や将来像を示す役割



まちづくりの 設計図

町の最上位計画として掲げた政策や施策を実現するため行財政運営の指針としての役割



まちづくりの 共通目標

町民と行政との共創のまちづくりを推進するための行動指針としての役割

3 計画づくりの6本の柱

第1の柱 町民参加の計画づくり

町民の参画機会をできるだけ多く取り入れて、町民の意思に沿った計画づくりを進める

第2の柱 わかりやすい計画づくり

明確な目標を設定し、達成状況が確認できるようにわかりやすい計画づくりを進める

第3の柱 新しい時代に向けた 計画づくり

人口減少、少子高齢社会の加速、感染症蔓延などにより目まぐるしく変わる社会情勢に対応した計画づくりを進める

第4の柱 地域の資源（宝）を 生かした計画づくり

本町の自然、文化、伝統などの資源（宝）を最大限活用するとともに、磨きをかけて新たな産業の創出や産業の発展ができる計画づくりを進める

第5の柱 個別計画と整合した 計画づくり

本町の各分野における様々な計画と整合させて計画づくりを進める

第6の柱 前計画の検証結果に 基づく計画づくり

明確な目標を第5次甘楽町総合計画における各施策の成果と課題を検証しながら計画づくりを進める

計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

(1) 基本構想

町の進むべき将来像を描き、長期的な展望にたって、町政運営の基本方針、施策の大綱を示すものです。

計画の期間は、10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想で定めた町の将来像や施策大綱の実現に向け、各分野で取り組むべき施策の基本事項とその体系を示すものです。

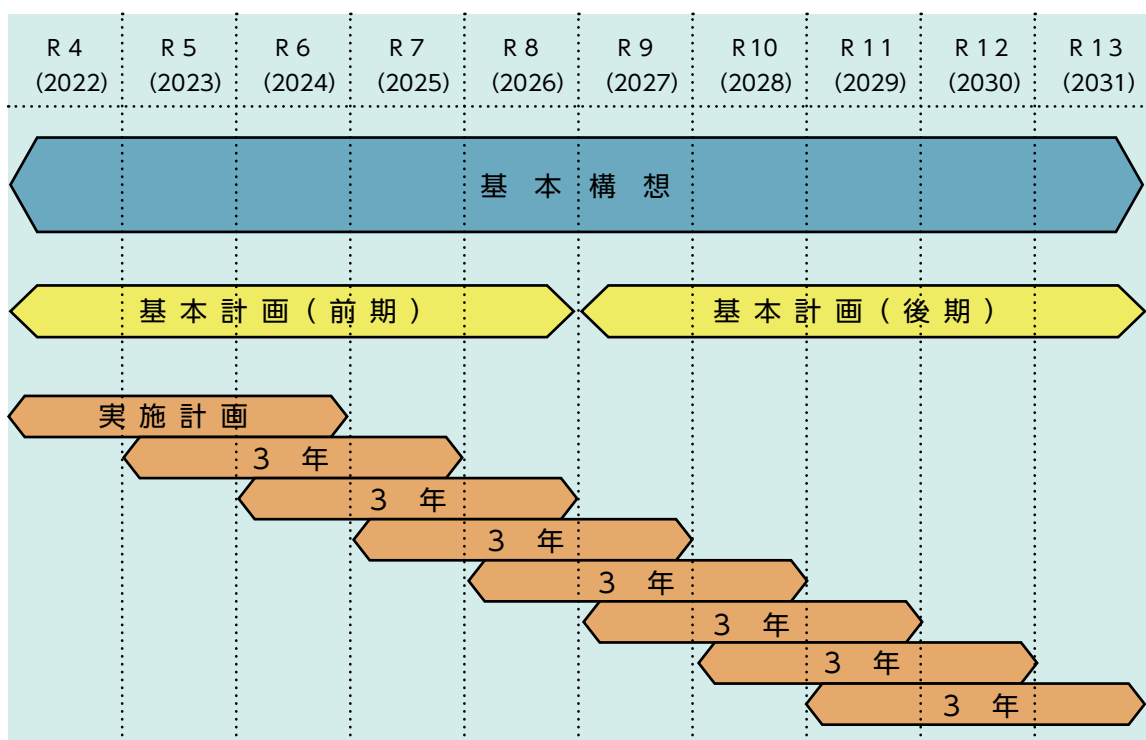
計画期間は、前期・後期に区分し、各5年間で計画期間とします。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策の実現に向けた具体的な事業として示すもので、財政状況、緊急性などを勘案しながら計画します。

計画期間は3年間とし、毎年度の予算の指針とするため、毎年見直し、計画の進行管理を行います。

<基準年次>	令和2(2020)年度
<計画初年次>	令和4(2022)年度
<目標年次>	令和13(2031)年度



計画の背景

1 町の概況

(1) 位置と地勢

本町は、群馬県の南西部に位置し、東は高崎市、西と北は富岡市、南は藤岡市と下仁田町に接しており、都心から100kmの距離にあります。

地形は、南部が高く標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地、そして北部の平坦地と変化に富んでいます。

河川は、町の北部の富岡市との境界を鐺川が流れ、町内には南から北に雄川・白倉川・天引川を主体に複数の中小河川が鐺川に注いでいます。

気候は、内陸性気候ですが比較的温暖で雪は少なく、地震や台風などの災害も少ない安全で住みやすい町です。

町からは、上毛三山をはじめ上信越国境や浅間山が一望でき、自然環境にも恵まれ、世界かんがい施設遺産「雄川堰」、国指定名勝「楽山園」をはじめとする文化遺産が多く残る歴史の息づく町です。

位 置 (役場)	東経138度55分18秒	北緯36度14分35秒
標 高	115m～1,370m	
面 積	58.61km ²	

(2) 交通環境

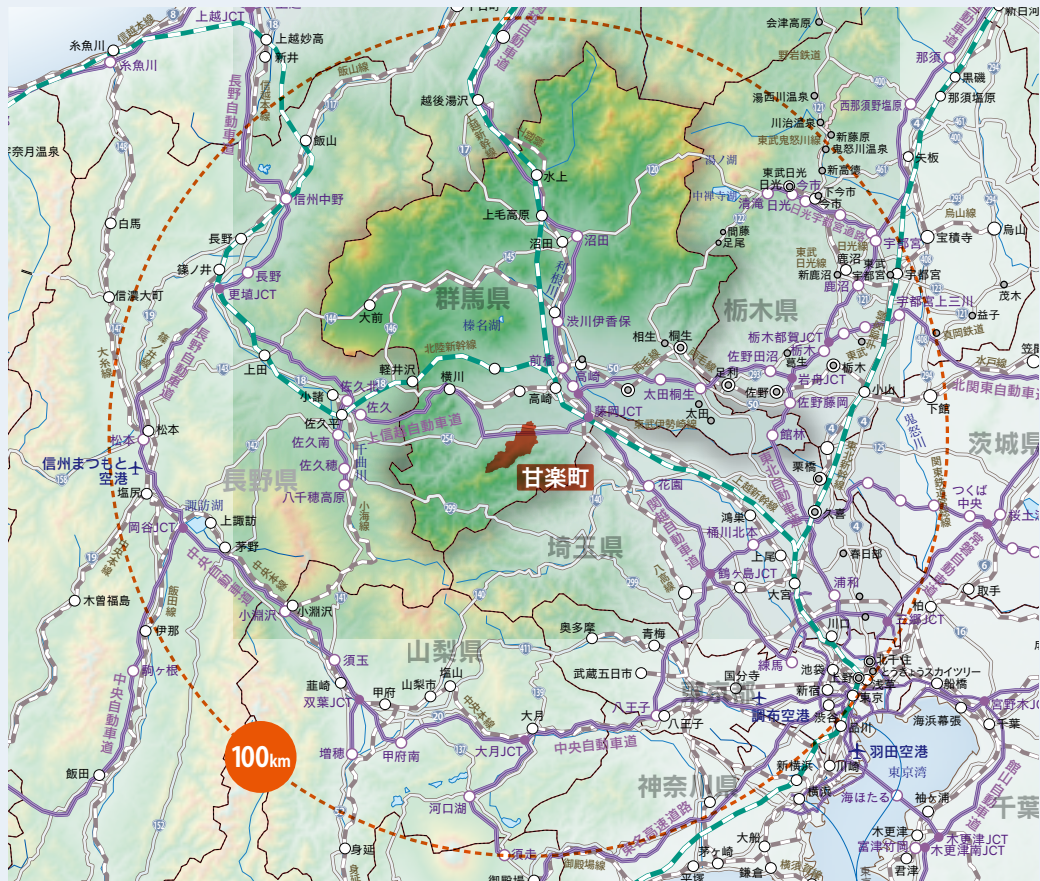
道路は、町の中央部を上信越自動車道が横断し、町北部には東西に国道254号及び国道254号バイパスが横断し、南北に長い地形を結ぶ主要道路として県道が3本通り、町民の生活基盤となっています。

また、上信越自動車道に位置する既設の甘楽PAでは、令和5(2023)年3月に開通を予定している甘楽スマートインターチェンジの整備が進められており、県内外へのアクセスの向上が期待されています。

鉄道は、私鉄の上信電鉄が高崎市から下仁田町まで通じ、町内には上州新屋駅と上州福島駅の2駅が設置されています。

町内からの通勤通学は、富岡市や高崎市が多く、自動車で町の中心部から富岡市へ10分、高崎市へ25分の距離にあります。

東京までの所要時間は、鉄道では高崎を経由し、新幹線の利用により東京駅まで1時間30分、自動車では高速道路を利用して練馬ICまで約1時間です。



※甘楽町を中心に都心までの距離を同心円で表示



2 人口と世帯数の推移

昭和34(1959)年の甘楽町発足当時は、人口15,426人、2,696世帯でした。

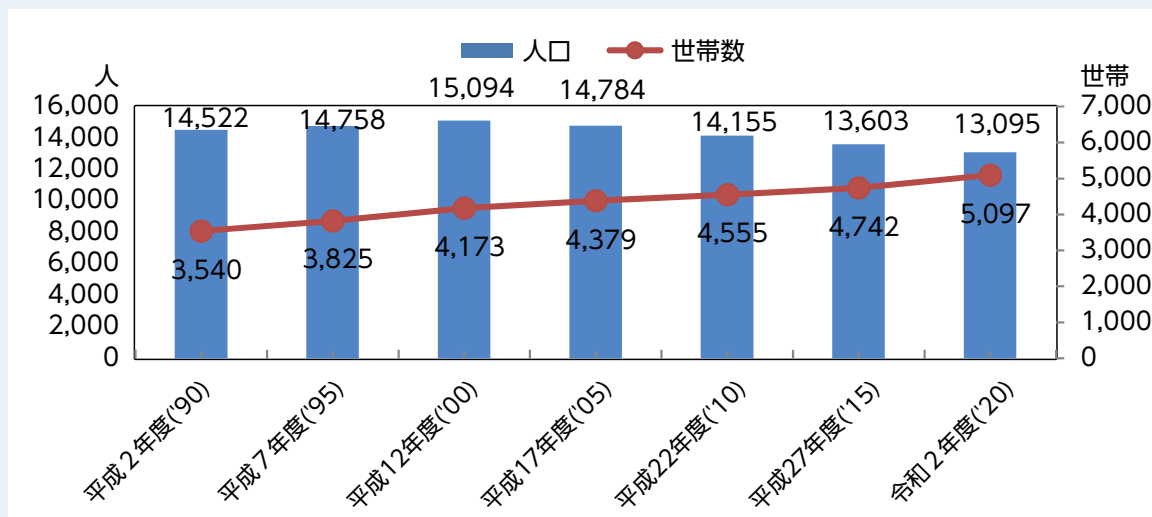
町の人口は、昭和45(1970)年頃まで減少し、その後平成11(1999)年までは微増傾向にありましたが、以降は少子化などの影響により減少に転じています。

一方で、世帯数は核家族化の進行に加え、住宅団地の造成やアパートの増加等の要因により増加が続いていますが、一世帯当たりの人口は減少しています。

人口と世帯数、一世帯当たりの人口、年齢区分別人口構成、地区別人口のそれぞれの推移は、次のとおりです。

人口と世帯数の推移（5年ごと／住民基本台帳）

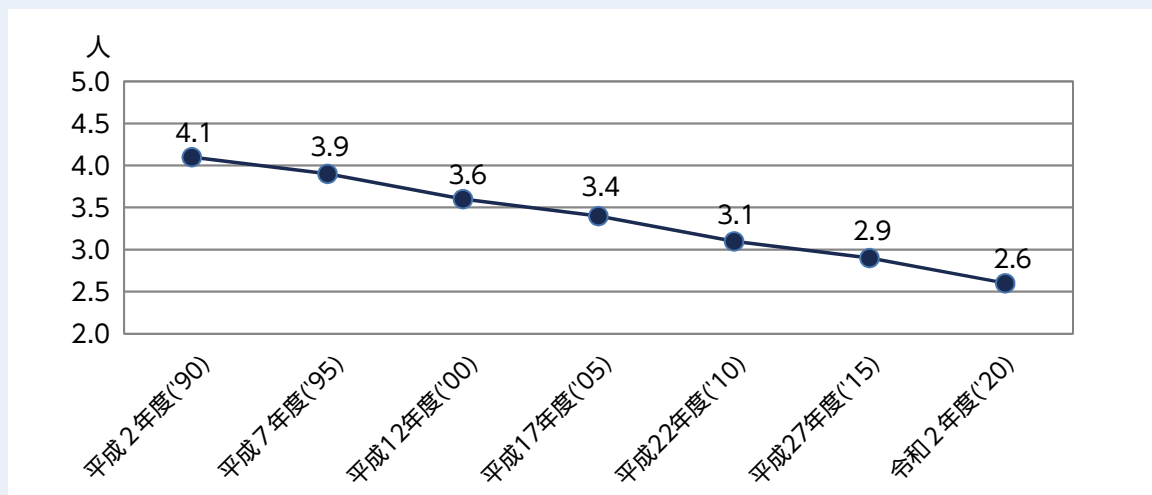
<人口、世帯数は年度当初数値>



※ H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

一世帯当たりの人口の推移（5年ごと／住民基本台帳）

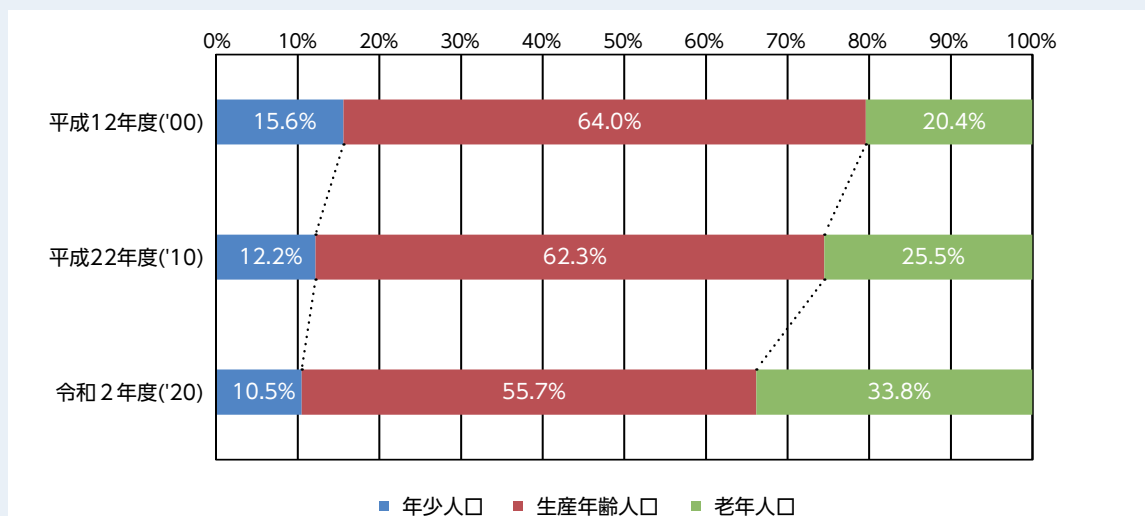
<人口、世帯数は年度当初数値>



※ H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

年齢区分別人口構成（住民基本台帳）

<人口は年度当初数値>



※ H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

町の年齢区分別人口構成を平成12(2000)年度から令和2(2020)年度まで10年ごとに比較すると、老年人口¹世代が大幅に増加し、年少人口²世代及び生産年齢人口³世代は減少が続いており、少子高齢化が進行していることがわかります。

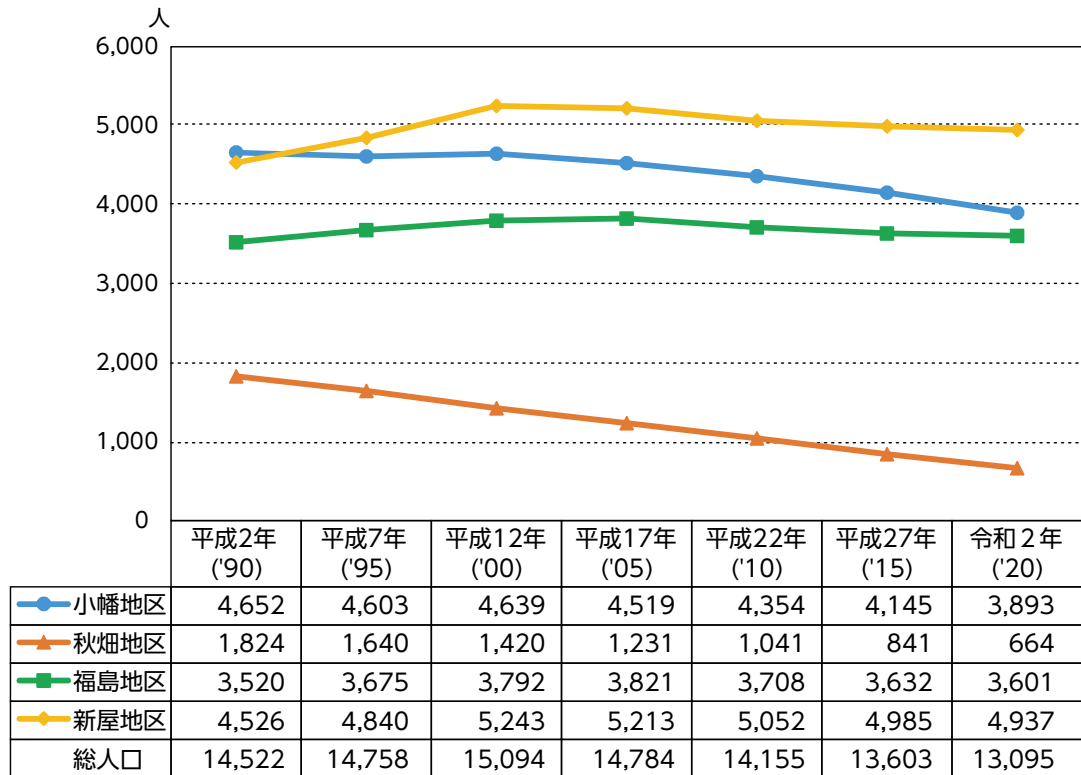


用語の解説

- (1) 老年人口 ▶ 65歳以上の人口
- (2) 年少人口 ▶ 15歳未満の人口
- (3) 生産年齢人口 ▶ 15歳以上64歳未満の人口

地区別人口の推移（5年ごと／住民基本台帳）

<人口は年度当初数値>



※ H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

町の人口推移を4地区別に見ると、地区ごとの特徴が見えてきます。

小幡地区

1990年代以降、ゆるやかな減少傾向にありましたが、平成12(2000)年以降は減少幅が大きくなっています。平成2(1990)年と令和2(2020)年の比は、△759人、△16.3%です。

秋畑地区

減少が著しく、5年ごとに200人程度減少しています。平成2(1990)年と令和2(2020)年の比は、△1,160人、△63.6%です。

福島地区

平成17(2005)年は、平成2(1990)年比で301人、8.6%増加しましたが、以降は減少傾向に転じています。

新屋地区

平成7(1995)年から4地区で一番人口の多い地区となっています。平成12(2000)年には、平成2(1990)年比で717人、15.8%増加しましたが、以降は減少傾向に転じています。

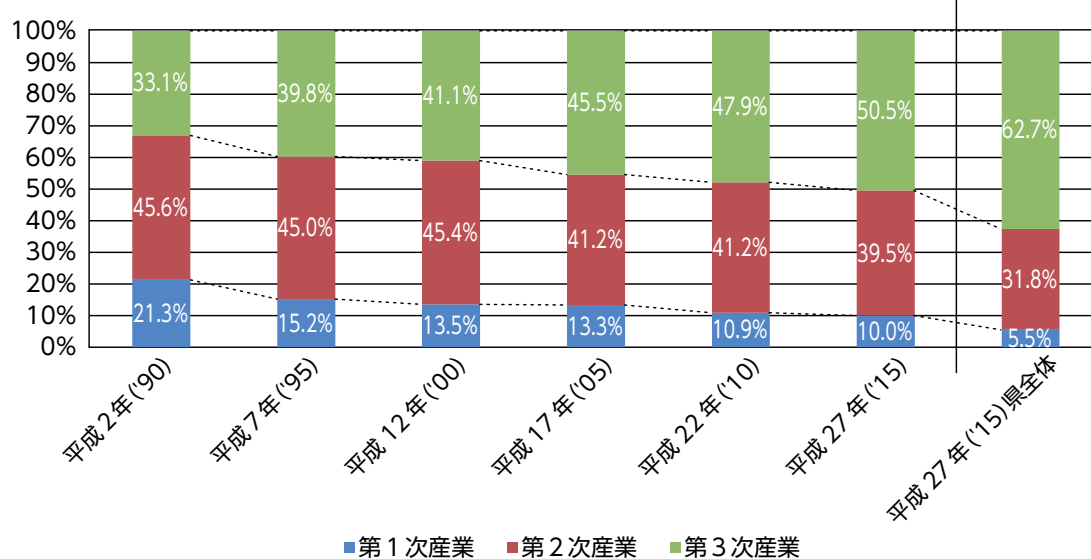
3 産業の推移

第1次産業⁴は、農業従事者の高齢化による担い手不足などの影響により、年々減少を続けています。第2次産業⁵は、建設業などを中心に平成12(2000)年までは横ばいで推移してきましたが、その後は工業団地整備による製造業などの進出がある一方、景気低迷や小規模事業者の後継者不足などの影響により減少しています。第3次産業⁶は、時代の変遷に伴う技術革新や価値観の多様化などによるニーズの拡大により年々増加しており、今後も増加することが予想されます。

また、産業別就業者数については、平成27年の県平均では、第1次産業は5.5%、第2次産業は31.8%、第3次産業では62.7%です。それと比較すると、町は第1次・2次産業の占める割合が高く、第3次産業の占める割合は低い状況となっています。

産業別就業者数の推移は、次のとおりです。

産業別就業人口構成比の推移（国勢調査）



出典：「国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成



用語の解説

- (4) 第1次産業 ▶ 自然界に働きかけて作物を生産したり採取する産業のこと。農業、林業、鉱業など。
- (5) 第2次産業 ▶ 第1次産業が生産・採取した物を加工する産業のこと。建設業、製造業、工業など。
- (6) 第3次産業 ▶ 第1次産業、第2次産業に当てはまらない産業のこと。情報通信業、小売業、金融業、飲食サービス業など。

4 甘楽町を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少と高齢社会の進行

8 ページの人口と世帯数の推移に見られるように、人口減少や少子高齢化が進んでいます。これにより、労働人口の減少、経営者の高齢化、後継者不足等による農業・商工業・林業など地域の経済構造への影響、伝統文化の継承問題、空き家の増加、町税収入の減少、社会保障費の増加など、地域社会の維持に大きな影響が出始めています。

人口減少を緩やかにし、住民が安心して暮らせ、多様な働き方ができ、希望を持って結婚や子育てができる環境づくりや支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 地方創生への取り組み

地方の人口減少の最大の要因が、人口の東京圏一極集中であり、本町でも大学進学や就職を機に東京圏へ転出する若者が目立ちます。これにより生産年齢人口が減少し、少子化にも一層の拍車をかけています。町では「まち・ひと・しごと創生法⁷」に基づく総合戦略を策定し、甘楽町総合計画と並ぶまちづくりの上位計画と位置付け、人口減少対策に取り組んでいます。

さらに、未来を担う若者定着施策とともに、町ににぎわいや活気をもたらす交流人口、地域や地域住民と継続的にかかわる関係人口を増やしていくことが重要です。

(3) 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する大地震、毎年発生する豪雨災害など、自然災害により、毎年多くの被害が発生しています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などを防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進も進めなければなりません。

さらには、新型コロナウイルス感染症のような予期せぬ危機により、社会的・経済的に甚大な影響がもたらされます。

このように、いつ起こるか分からない災害に備え、町民の生命と財産、安全安心な暮らしを守ることが最も重要な課題となっています。



用語の解説

- (7) まち・ひと・しごと創生法 ▶ 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごとに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための法律のこと。
- ・まち：国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
 - ・ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
 - ・しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

(4) 地域福祉と高齢者への支援体制

高齢化が進み、高齢世帯や高齢独居世帯が増え、若い世代においても、人との関わりがうまく持てず、社会生活に孤立している人が増えています。支え合いやつながりの希薄化は、災害時の助け合いや孤独死など多くの課題を生じさせます。

町民が住み慣れた地域で、安心して暮らせるためには、地域福祉に取り組む様々な団体の協働により、助け合う体制を築くとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう支援の体制を構築することが必要です。

(5) 多様性の尊重と共生社会

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」が求められています。

LGBTQ⁸と表現されるセクシャルマイノリティ（性的少数者）への多様な性のあり方について理解を深めたり、企業にとって欠かすことのできない外国人労働者を一人の町民として接し、国籍や民族等の異なる人々がお互いに文化の違いを認め合い様々な人権課題⁹を解決し、多様性を認め合う共生社会を築いていかなければなりません。

(6) 本格的なデジタル社会の到来

自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながり情報のやり取りを行うIoT¹⁰の進展、ICT¹¹の飛躍的な発展による情報通信機器の普及・多様化が進み、電子行政サービスの推進やマイナンバー制度による行政事務の効率化等を図る動きが加速しています。

今後は、5G¹²等の情報インフラ整備を活用し、産業分野への積極的な推進、町民の利便性向上などを図る必要があります。

また、これまで人手に頼ってきた農業、製造業、サービス業、医療・福祉、交通の分野などでもデジタル技術を活用し、社会の課題を解決するSociety 5.0¹³を目指す必要があります。



用語の解説

- (8) LGBTQ+ ▶ 性の多様性において数が少ない人である「セクシャルマイノリティ」の総称の一つ。代表的なレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング/クイアの頭文字をとったもの。
- (9) 人権課題 ▶ ハラスメント、ジェンダーフリー、LGBTQ+、暴力、虐待、いじめ、身体障害、同和、民族、外国人、疾病、犯罪被害者・加害者、プライバシー侵害など、人々が生命と自由を確保し、幸福に暮らしていくための権利を傷ついたり奪ったりするもの。
- (10) IoT ▶ Internet of Thingsの略称。モノのインターネットといわれ、あらゆるモノが通信している状態。
- (11) ICT ▶ Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。
- (12) 5G ▶ 第5世代移動通信システムのこと。現在の通信規格4Gに対して、高速大容量の通信速度となり、遅れが少ないリアルタイム通信、多端末同時接続も可能となります。新たなサービスやビジネス分野に展開され、多くの社会問題解決に期待されている。
- (13) Society 5.0 ▶ 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、日本が目指す未来社会の姿。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

(7) 公共施設インフラの老朽化対策と維持管理

町は、道路や上下水道などの生活に欠かせない基盤、小中学校などの教育施設、文化会館や図書館、公園のように広く町民が利用する施設、役場のように行政サービスを提供するための多くの施設を整備・建設してきました。

これまでは、修繕、建て替え、統合などにより対応してきましたが、施設の多くが改修や更新時期を迎える中、人口減少による利用者の減、町税収入の減少は明らかであり、将来を見据えた施設の更なる統廃合や延命化を検討する必要があります。

5 持続可能な開発目標 S D G s の推進

S D G s とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、国連に加盟する193カ国が平成28(2016)年から令和12(2030)年までの15年間で達成するために掲げた目標で、17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

17の国際目標には、貧困や飢餓といった問題から、教育、平等、気候変動に至るまで、開発途上国だけではなく先進国も含めて21世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げています。

地域で安心して住み続けられるという地方創生の理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成27(2015)年の国連サミットで採択された S D G s の理念と軌を一にするものです。

本計画においても S D G s を推進する観点から、17の国際目標と本計画の施策体系との対応を整理し、各分野の施策を立案していきます。

S D G s の 17 の国際目標

	1 貧困をなくそう		2 飢餓をゼロに		3 すべての人に健康と福祉を
	4 質の高い教育をみんなに		5 ジェンダー平等を実現しよう		6 安全な水とトイレを世界中に
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8 働きがいも経済成長も		9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10 人や国の不平等をなくそう		11 住み続けられるまちづくりを		12 つくる責任 つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を		14 海の豊かさを守ろう		15 陸の豊かさを守ろう
	16 平和と公正をすべての人に		17 パートナリーシップで目標を達成しよう		

【SDGsにおける17の国際目標と主要施策との対応】

章	項	SDGs 17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																		
第1章 住みたい・住み続けたいまち	1 未来へつなぐ土地利用											○				○		
	2 しやすい住環境の整備											○						
	3 人にやさしい道路網・交通環境									○		○						
	4 親しまれる空間づくり											○						
	5 災害に強いまちづくり									○		○						
第2章 活力ある産業を育みにぎわいのあるまち	1 地域の魅力を生かした農業		○						○									
	2 豊かな自然を育む森林															○		
	3 個性と地域性を生かした商業								○	○								○
	4 社会情勢に適応した工業								○	○								
	5 地域資源の充実と広域連携による観光																	○
第3章 笑顔で暮らせる環境にやさしいまち	1 自然環境の保護							○					○	○				
	2 循環型社会の構築												○					
	3 いつでも安全で良質な水						○											
	4 水環境の保全						○								○			
	5 安全安心な暮らし			○													○	○
	6 移住定住の促進	○										○						
第4章 誰もがつながり支え合う地域福祉のまち	1 楽しみながら子育てのできる環境整備	○		○	○	○											○	○
	2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	○		○														○
	3 すべての人がともに支え合う地域福祉	○	○	○	○						○						○	○
	4 いきいきと暮らせるための健康づくり	○		○														○
	5 みんなで支える安心の社会保障	○		○														
第5章 豊かな心と自分らしさを育むまち	1 未来を担う力を育む人づくり		○	○	○	○					○							
	2 DXに対応した教育の推進				○						○							
	3 生涯学習で人生を豊かに				○	○					○						○	
	4 活力ある生涯スポーツで健康づくり			○	○													○
	5 笑顔あふれる交流と共生のまちづくり				○						○							○
	6 芸術及び文化の振興と継承				○				○			○						
第6章 共創による持続可能なまち	1 住んでよかったと思える地域の共創										○						○	○
	2 DXの推進による行政サービスの質の向上										○						○	
	3 安全で安心な暮らしを守るまちづくり	○										○					○	
	4 健全で持続可能な行政運営											○						○
	5 広域的な視点による行政の推進			○								○						○

第2編

甘楽町第6次総合計画

計画の目標

まちの将来像

しあわせホームタウン甘楽

まちの将来像は、本町の将来のあるべき姿として、町民みんなが進めるまちづくりの共通のイメージとなるものです。

この計画書によって、町民みんなが幸せで誰もが安心して暮らせるまちづくりを描き、町民、甘楽町出身者、甘楽町に関係するすべての人にとって、「あたかなふるさと」であり続けるため、まちの将来像を上記のとおり定め、町民との共創によるまちづくりの実現を目指します。

これを実現するために第6次総合計画を本書のとおり定め、まちの経営の指針とします。そして、本書の名称を下記のとおりと定め、一人ひとりが生き生きと幸せに暮らしていけるための計画として常に念頭において行政を推進します。

いきいきかんらプラン 第6次総合計画

本計画は、計画期間において、各分野の垣根を越えて取り組むべき重要施策として、次の3点を位置づけます。

1. 安全安心なくらしの実現
2. 少子高齢社会と人口減少社会への対応
3. 地域の魅力を生かした共創のまちづくり

以上を踏まえ、施策の大綱を第3編基本構想と基本計画で示します。

基本目標

1 目標人口

目標人口
令和13(2031)年度末

11,600人

町の人口は、20ページのまちが目指す人口推計で令和2(2020)年に12,800人と推計していましたが、国勢調査では12,491人となり、推計値より人口減少が進む結果となりました。さらに、国立社会保障・人口問題研究所¹⁴(以下、「社人研」という)の将来人口推計によると、令和22(2040)年には、町の人口が9,854人まで減少すると予測されています。

町では、急激な人口減少を食い止め、令和2(2020)年9月に策定した「第2期甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略¹⁵」と併せて策定した人口ビジョンの目標として、令和22(2040)年の人口を10,500人とする 것을掲げています。

第6次総合計画においては、第2期総合戦略との整合により人口減少対策に取り組むこととし、目標年次である令和13(2031)年度末の人口を11,600人とする 것을目標とします。

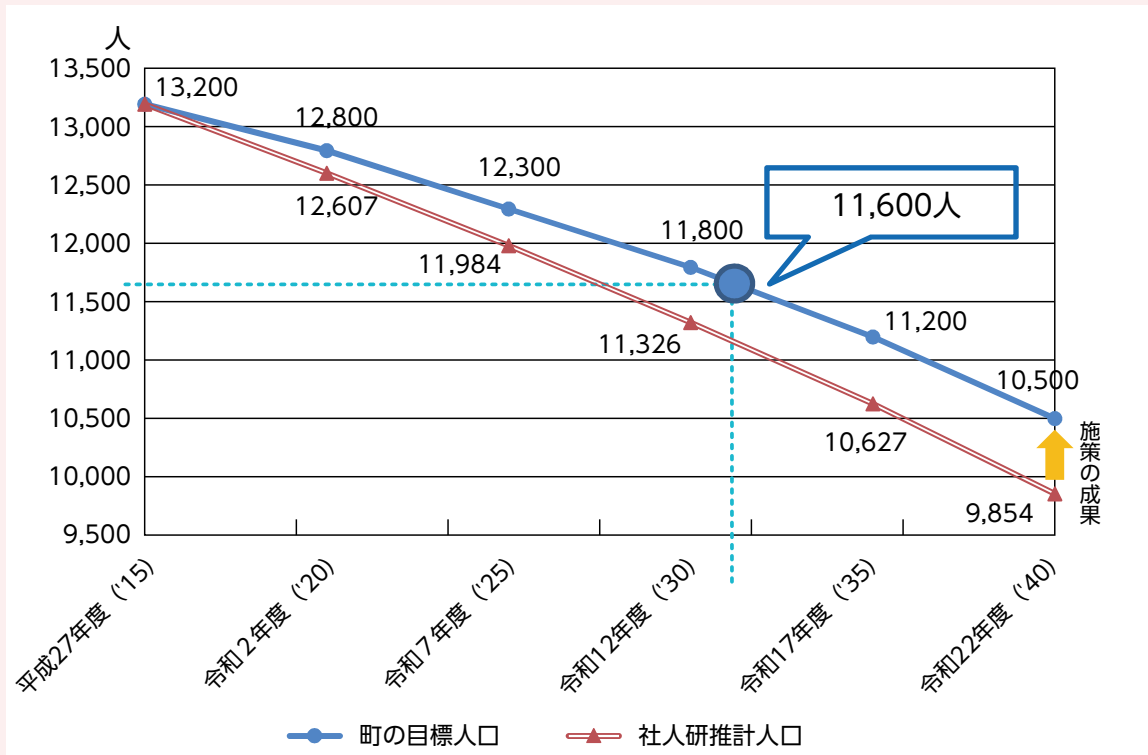
用語の解説



(14) 国立社会保障・人口問題研究所 ▶ 人口問題や社会保障などに関する研究を行う研究機関。

(15) 甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ▶ まち・ひと・しごと創生法に基づき、甘楽町における人口減少対策及び地方創生に取り組むための方策などを策定したもの。

まちが目指す人口推計



(単位：人)

将来人口推計	平成27年度 ('15)	令和2年度 ('20)	令和7年度 ('25)	令和12年度 ('30)	令和13年度 ('31)	令和17年度 ('35)	令和22年度 ('40)
まちがめざす人口推計	13,200	12,800	12,300	11,800	11,600	11,200	10,500
社人研推計人口	13,200	12,607	11,984	11,326	—	10,627	9,854

「第2期甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」人口ビジョンより

これまでの総合計画における目標人口と計画最終年度の人口

(単位：人)

計画期間	第1次 昭和47年 ('72)～ 昭和56年 ('81)	第2次 昭和57年 ('82)～ 平成3年 ('91)	第3次 平成4年 ('92)～ 平成13年 ('01)	第4次 平成14年 ('02)～ 平成23年 ('11)	第5次 平成24年 ('12)～ 令和3年 ('21)
目標人口	15,000	18,000	18,000	16,000	14,000
最終年度実績値 <住基人口>	14,090	14,618	15,059	13,993	12,767 ※令和3年12月現在

2 土地の利用目標

土地は、町民の生活や経済活動の基盤であるとともに、町民のための限られた貴重な資源であり、その利用のあり方は地域の発展と深くかかわっています。このため、町民の福祉の増進を基本とし、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に配慮し、住みよい生活環境の確保と地域の均衡を保ちながら発展につながるよう合理的な利用を図って行く必要があります。

第6次総合計画土地利用構成では、社会的・経済的な要因による宅地化、インフラ整備などによるその他への変遷が進み、第一次産業の担い手不足による就業人口の減少により農地・山林の減少が想定されます。今後の土地利用にあたっては、長期的視点に立ちながら、利用目的に応じたゾーンを位置づけ、区分ごとの有効活用を図っていきます。

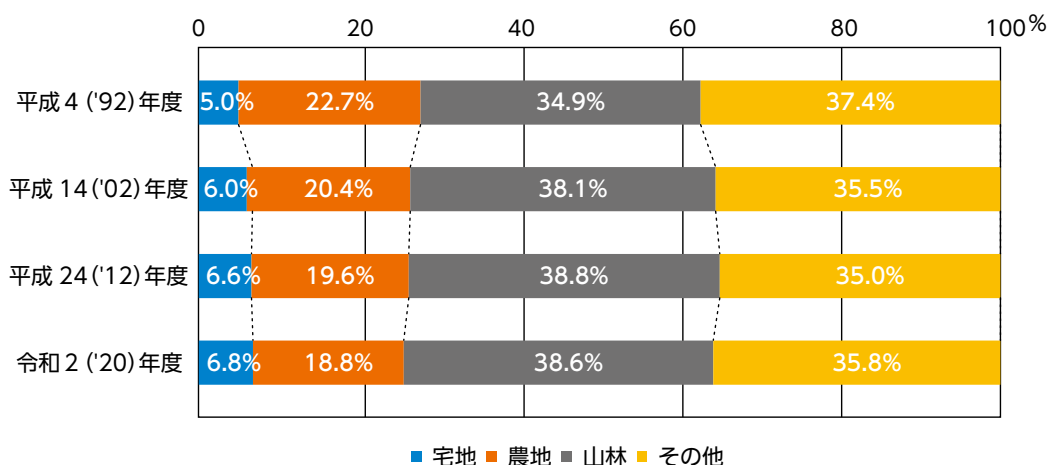
なお、本町の総面積は5,861haであり、その内訳と変遷、目標年次における利用構成は下表のとおりです。

(単位：面積ha)

区 分	平成 4 (1992) 年度	平成 14 (2002) 年度	平成 24 (2012) 年度	基準年次 令和 2 (2020) 年度	目標年次 令和 13 (2031) 年 【推計値】	目標年次 令和 13 (2031) 年 【目標値】
宅 地	293	349	384	400	421	435
農 地	1,330	1,194	1,149	1,099	1,070	1,055
山 林	2,040	2,229	2,274	2,261	2,251	2,248
そ の 他 ¹⁶	2,184	2,085	2,050	2,101	2,119	2,123
合 計	5,847	5,857	5,857	5,861	5,861	5,861

固定資産税概要調書より／年度は課税年度

地目別土地面積の推移



固定資産税概要調書より



(16) その他 ▶ 「原野」「雑種地」「道路」「町有林」「国有林」など

3 産業別の目標

令和 2 (2020) 年の町の総人口は13,095人 (住民基本台帳より) であり、その内、農家人口は634人 (4.8%) でした。目標年次には、総人口11,600人と設定していますが、農業施策の推進により就業者の維持を目指し、農家人口560人に設定しました。

同様に商工業では、直近の数値 (平成28 (2016) 年) と目標年次の人口比率を用いて、目標年次の従業員数を3,830人に設定しましたが、従業員数は減少傾向にあるものの、大型店舗や工場などの誘致や地元企業への優遇制度を拡充し、就業者の確保を目指します。

1 農 業

区 分	平成 17 (2005) 年	平成 22 (2010) 年	平成 27 (2015) 年	令和 2 (2020) 年	目標年次 令和 13 (2031) 年 【推計値】	目標年次 令和 13 (2031) 年 【目標値】
農家 ¹⁷ 数	490	419	349	276	190	240
農家人口 (人)	2,196	1,650	1,238	634	280	560
経営耕地 ¹⁸ 面積 (ha)	480	448	349	314	240	280

農林業センサスより／年は統計調査年

2 商工業

区 分	平成 21 (2009) 年	平成 24 (2012) 年	平成 28 (2016) 年	目標年次 令和 13 (2031) 年 【推計値】	目標年次 令和 13 (2031) 年 【目標値】
事業所 ¹⁹ 数	790	711	699	550	580
従業員 ²⁰ 数 (人)	4,861	4,432	4,483	3,810	3,830

経済センサスより／年は統計調査年



用語の解説

- (17) 農家 ▶ 経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯。
 (18) 経営耕地 ▶ 調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地で、自家で所有し耕作している耕地 (自作地) と、よそから借りて耕作している耕地 (借入耕地) の合計。
 (19) 事業所 ▶ 経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているもの。
 1. 一定の場所 (一区画) を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
 2. 従業者と設備を有して、モノの生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
 (20) 従業員 ▶ 当該事業所に所属して働いているすべての人。

第3編

甘 楽 町 第 6 次 総 合 計 画

基 本 構 想 基 本 計 画

第1章

住みたい・ 住み続けたいまち



基本構想

- 土地の保全と活用を有効かつ計画的に進め、周辺環境との調和とともに地域の特性を生かした基盤整備を進めます。
- 道路・交通網の整備や老朽化した社会インフラ施設の再構築、良好な住環境の形成を進め、誰もが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。



令和5年3月開通に向けて整備が進む甘楽スマートインターチェンジ

第1項 未来へつなぐ土地利用

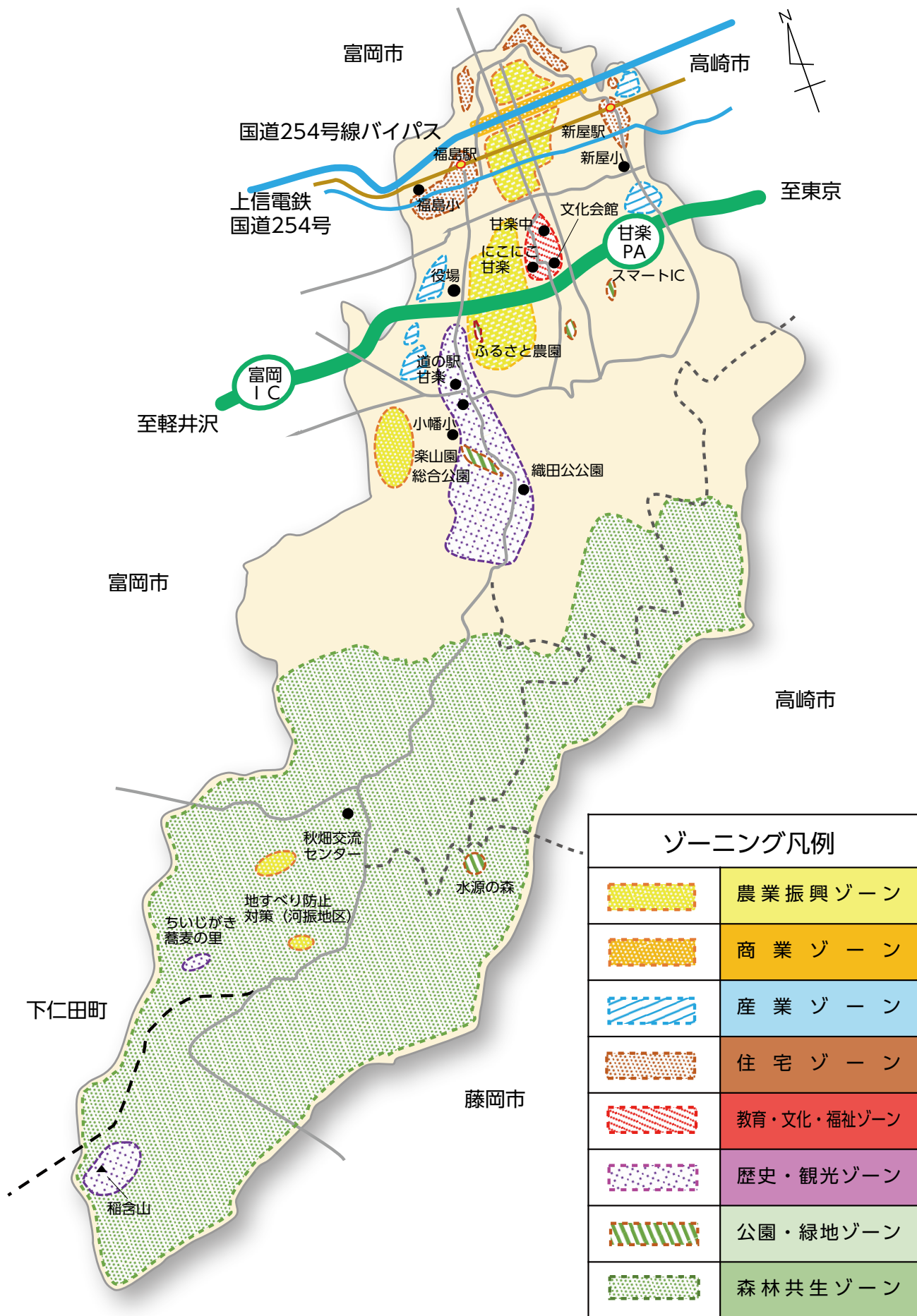
- 公共の福祉の増進、歴史や景観などに配慮しながら地域の活性化を図れるよう、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。
- 広域的な幹線道路網整備の進捗など大きな変化を踏まえ、恵まれた自然環境と地域の特性を生かし、未来へつなぐ土地利用を進めます。

ゾ ー ン	内 容
農 業 振 興 ゾ ー ン	農業振興地域整備計画 ²¹ に基づいた優良農地の確保のため、用水路、農道などの維持・修繕を行い、秩序ある土地利用に取り組みます。
商 業 ゾ ー ン	国道254号バイパス・小川塩畑堂沿線の区域開発、広域的幹線道路を利用した新たな拠点地域を創出し、商業用地としての土地利用に取り組みます。
産 業 ゾ ー ン	国県道、甘楽スマートインターチェンジを利用した持続的な経済基盤となる産業用地としての土地利用に取り組みます。
住 宅 ゾ ー ン	低密度な市街地、無計画な住宅地の拡大を抑制し、道路・下水道などの生活関連整備区域や自然災害リスクの少ない区域への誘導に取り組みます。
教 育 ・ 文 化 ・ 福 祉 ゾ ー ン	公共施設などが集積している拠点として活用を推進し、住民の利便性の向上を図りながら、誰もがつながり支え合う文教福祉の強化をめざした土地利用に取り組みます。
歴 史 ・ 観 光 ゾ ー ン	歴史的風致及び歴史資産、文化遺産などの地域資源を保全・活用し、観光交流人口の増加を目指した土地利用に取り組みます。
公 園 ・ 緑 地 ゾ ー ン	良好な景観形成と避難場所としての機能を持ち、安心して利用できる交流の場の創出に取り組みます。
森 林 共 生 ゾ ー ン	災害防止や水源かん養などの機能を十分に発揮できる森林整備を行い、自然環境の保全と活用、保健レクリエーション機能の整備に取り組みます。

注) この土地利用の分類は、8つのゾーン分けにより位置づけ、機能的、効率的な保全、活用及び整備の概念を示すものであり、具体的な土地利用計画については、関係法令及び要綱、個別計画により進めます。



(21) 農業振興地域整備計画 ▶ 農業振興地域の整備に関する法律に基づき町が策定するもので、優良農地の確保・保全を図るため農用地区域の設定や農業振興のための施策などを示した計画。



第2項 くらしやすい住環境の整備

- 既存住宅の質を高める事業展開を進めます。
- 住居ニーズに応じた良質で快適な住宅用地の供給を進めます。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
住宅耐震診断及び耐震改修	町	●20件 ●情報提供	●20件 ●情報提供
住宅改修支援	町	●100戸	●100戸
住宅団地造成	土地開発公社	●造成分譲 30区画	●造成分譲 30区画



金井北住宅団地

第3項 人にやさしい道路網・交通環境

- 「人」の視点に立った日常生活の移動手段の基盤となる道路整備を進めます。
- 歩行者及び自転車などを移動手段とする人たちの利便性や安全性に配慮した道路整備を進めます。
- 鉄道利用者の利用促進と公共交通ネットワークの利便性向上を重視した人にやさしい交通環境の整備を進めます。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
国道道整備事業	県	●金井高崎線道路改良 0.6km ●国道254号交差点改良 0.6km ●下高尾小幡線道路改良 0.8km ●富岡神流線歩道整備 1.0km	●富岡神流線歩道整備 1.0km
甘楽スマートインターチェンジ整備事業	町 東日本高速道路㈱	●整備・供用開始	
町道整備事業	町	●基幹町道改良 2.0km ●基幹町道舗装 3.0km ●一般町道改良 2.0km ●一般町道舗装 2.0km ●橋梁補修整備 5 橋	●基幹町道改良 2.0km ●基幹町道舗装 3.0km ●一般町道改良 2.0km ●一般町道舗装 2.0km ●橋梁補修整備 5 橋
広域連携道路整備事業	県	●主要地方道県道富岡神流線トンネル調査の推進	
新屋駅周辺整備事業	町 県 上信電鉄㈱	●駅舎・駅前広場整備・ロータリー整備	
公共交通維持・活性化事業	町	●上信電鉄への補助 運営費補助金 鉄道基盤設備維持費補助金 輸送対策事業費補助金 ●デマンドタクシーへの補助 運行費補助金	
公共交通利用促進事業	町 広域	●広域的な移動手段の確保と充実を図るため、広域との協議及び調整	



町民の日常を支える移動手段のデマンドタクシー

第4項 親しまれる空間づくり

- 幅広い世代が集うふれあいの場や避難場所としての機能を持つ、公園・緑地の整備拡充と景観・環境に調和した空間づくりを進めます。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
農業公園整備事業	町	● 荒廃農地を新たに公園として活用	
		● 調査・設計	● 開園
地区公園整備事業	町	● 善慶寺地区 1箇所 ● 天引地区 1箇所 ● 小川地区 1箇所 ● 福島地区 1箇所	● 上野地区 1箇所 ● 金井地区 1箇所 ● 福島地区 1箇所
公園施設改修事業	町	● 遊具・施設設備の改修及び設置 町内全域	
景観環境事業	町	● 甘楽町景観計画 ²² に基づく整備・保全・育成 町内全域	



避難拠点機能を備えた福島北防災広場



(22) 甘楽町景観計画 ▶ 町らしい良好な景観形成を推進するための考え方や取り組みを示す計画。

第5項 災害に強いまちづくり

- 自然災害からの被害を最小限に抑え、最悪の事態を回避する事業を進めます。
- 国、県などの機関と協力・連携し、あらゆる大規模自然災害に対して、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った基盤整備を進めます。

施策の概要	主 体	内 容 ・ 目 標	
		前 期	後 期
土砂災害対策	県	● 治山工事 20箇所 ● 地すべり防止対策工事 1箇所 ※秋畑河振	● 治山工事 20箇所
河川の氾濫・浸水対策	県	● 治水・砂防工事 5箇所	● 治水・砂防工事 5箇所
道路・ライフラインなどの確保	町 県	● 道路沿線・河川などの予防伐採 町内全域	● 道路沿線・河川などの予防伐採 町内全域



災害復旧工事が進む秋畑河振地区



田園を走る上信電鉄

第2章

活力ある産業を育みにぎわいのあるまち



基本構想

- 農林業や商工業の後継者不足や労働力不足の解消に取り組みます。
- 活力ある産業を育み、にぎわいのあるまちを創出します。
- 地域の特性や「甘楽」の名前を生かした魅力ある産業の振興を図ります。



武者行列 凱旋式



道の駅 甘楽

第1項 地域の魅力を生かした農業



- 優良農用地の有効活用や担い手の育成、確保を図ります。
- 地域ブランド化や6次産業化²³を支援します。
- ICTを活用したスマート農業²⁴などの新しい農業形態を推進します。
- 農業経営の安定及び発展のため、融資制度・利子補給制度の充実を図ります。
- 体験農業など消費者との交流による地域の魅力を生かす農業を推進します。
- 有害鳥獣被害の防止対策に取り組みます。
- 環境保全型農業²⁵を推進し、信頼される農作物の提供を推進します。

1 担い手の育成と優良農用地の確保

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
新規就農者支援	町	● 情報提供 ● 奨励金制度 ● 新規就農者 5人	● 情報提供 ● 奨励金制度 ● 新規就農者 5人
農業振興地域整備	町	● 整備計画策定による優良農用地の維持	
優良農用地の確保	町 農業団体	● 農地中間管理機構を活用した農用地の斡旋	
遊休農地の解消	町 農業団体	● 各団体と連携し遊休農地を耕し貸し付けることで有効利用を図る	

2 新しい農業形態と農業運営の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
6次産業化の推進	町	● KANRAブランド認定 新規 5件	● KANRAブランド認定 新規 5件
スマート農業の推進	町 県	● 農作業の省力化	
融資制度活用促進	町	● 融資制度・利子補給制度の充実	
体験型農業の推進	町 各種団体	● 収穫体験や農業体験	
有害鳥獣対策	町	● 侵入防止柵設置 ● 狩猟免許取得 3名	● 侵入防止柵設置 ● 狩猟免許取得 3名

3 安全で安心な農業の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
環境に配慮した農業の推進	町 農業団体	● 環境保全型農業の新規就農者や法人への支援 ● 農業用廃プラスチックの処分費補助	
地域食文化の継承	町 各種団体	● 地域と学校による郷土料理教室	



用語解説

- (23) 6次産業化 ▶ 農業や水産業などの1次産業生産者が、2次産業としての製品加工、3次産業としての小売業との一体的な推進を計ることで、新たな付加価値を生み出す取り組み。
- (24) スマート農業 ▶ ロボット技術やICTを活用して、農作業の超省力化・高品質な生産を実現する新たな農業形態。
- (25) 環境保全型農業 ▶ 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。



第2項 豊かな自然を育む森林

- 甘楽町森林経営管理制度²⁶を利用した森林管理の健全化を図ります。
- 土砂崩れや洪水を防ぐなど災害に強い環境をつくれます。
- 癒しの場の提供や木育を推進します。
- 森林がもたらす恩恵を持続的に利用できるよう森林整備を推進します。
- 林産物の生産振興に取り組みます。
- 森林が生み出すリラックス効果を充実させるための機能活用整備を推進します。

1 森林資源の有効活用

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
森林管理の健全化	町 森林組合	● 甘楽町森林経営管理制度の推進	
治山と災害防止	町 県	● 林道開設（白倉・天引地区 1.0km） ● 林道維持補修 1.5km ● 作業道整備 10km	● 林道開設（白倉・天引地区 1.0km） ● 林道維持補修 1.5km ● 作業道整備 10km
癒しの場の創出と木育の推進	町	● 森林セラピー²⁷体験・クアオルトウオーキング²⁸ ● 木とふれあい学び豊かな心を育む教育の推進	
荒廃した里山の整備	町 地域団体	● 里山・森林整備 3箇所	● 里山・森林整備 3箇所
木材の利用促進（ウッド・チェンジ）	町 森林組合	● 森林資源である木材を循環利用する環境づくりに向けた取り組み	
森林や林道を生かしたトレッキングコースの整備	町 地域団体 森林組合	● トレッキングコースの調査・整備	

2 林産物の振興

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
生産環境の整備	町 農業団体	● 設備整備の支援	



- (26) 森林経営管理制度 ▶ 森林経営管理法に基づき、適切な経営管理が行われていない森林を市町村に集約し、市町村による直接管理や「意欲と能力のある林業経営者」への委託等により、林業の成長産業課と森林の適切な管理の両立を計ることを目的とした制度。
- (27) 森林セラピー ▶ 森林浴など、森林を活用して健康の維持・増進・回復を図る方法。
- (28) クアオルトウオーキング ▶ ドイツのクアオルト（健康保養地）で運動療法として行われているウオーキングを基にしたウオーキング。

第3項 個性と地域性を生かした商業

- 空き店舗や空き家の改修を支援し、個性やこだわりのある店舗づくりを推進します。
- にぎわいのある商業地の創出を図ります。
- ふるさと納税²⁹ 返礼品などの新たな魅力ある商品開発を支援します。
- 経営の相談や指導の充実を図ります。
- 人材育成をはじめとした事業承継を支援します。
- 食品関係の企業が集積している特徴を生かし、企業と町の魅力を発信します。

1 こだわりある店舗づくりと商業地の創出

施策の概要	主体	内容・目標	
		前期	後期
チャレンジショップサポート事業 ³⁰	町 商工会	● 店舗貸出・催事補助	
空き店舗の活用	町 商工会	● 新店舗を開業するための改修補助	
商業地の創出	町 商工会 民間	● 新たな商業地整備に向けた取り組み	
商品の魅力発信	町 商工会 民間	● 企業間連携の推進 ● 合同イベントの開催、参加	

2 魅力ある商品の開発と創業支援

施策の概要	主体	内容・目標	
		前期	後期
魅力ある商品の開発	町 商工会	● 新商品開発 5件 ● ふるさと納税返礼品 5件	● 新商品開発 5件 ● ふるさと納税返礼品 5件
創業支援事業	町 商工会 民間	● 人材育成・起業補助 ● キャッシュレス決済の推進	



古民家カフェ 信州屋



用語の解説

(29) ふるさと納税 ▶ 生まれ育ったふるさとや自分の意思で応援したい自治体への寄付のこと。手続きをすると、税金の控除を受けられる。

(30) チャレンジショップサポート事業 ▶ 町が店舗を貸し出す制度。

第4項 社会情勢に適應した工業

- アクセスの利便性を生かした産業用地の確保を図ります。
- 企業に有益な情報発信を行い企業誘致活動を推進します。
- 先進的な技術や設備の導入を支援します。
- 町内に就職する人や企業の人材確保を支援します。

1 立地を生かした企業誘致

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
産業団地造成	町 県 民間	● 用地調査・取得 ● 用地造成 4ha	● 用地調査・取得 ● 用地造成 7ha
企業誘致の推進	町 県 商工会	● 情報発信 ● 企業誘致活動 ● 税などの優遇措置	

2 活力ある企業支援

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
経営安定化支援	町 商工会	● 先進的な技術や設備の導入支援 ● 経営診断支援	
若年者就職支援	町	● 企業の人材確保支援 ● 就業者への支援	



天引第三工業団地

第5項 地域資源の充実と広域連携による観光

- 今ある資源を磨き、新しい地域資源を掘り起こし、観光の充実を図ります。
- SNSなどを活用して新しいまちの魅力の情報発信を強化します。
- 異文化体験や多言語案内の充実を図り、人と人とのつながりを生かした観光振興を推進します。
- 企業と連携した町内施設の周遊観光や広域連携による観光ルートの充実を図ります。

1 甘楽の特色を生かした観光の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
地域資源の活用	町	● ぐんまフィルムコミッションを活用したロケ地の発信 ● 地域資源の磨き上げや発掘・情報発信の強化	
自然を生かした観光資源の磨き上げ	町 地域団体 民間	● 雄川の清流を生かした親水事業の推進 ● 地形を生かした特産品の活用 ● 歴史と自然を生かした施設の調査・検討	
The Hotel かんら事業 ³¹ ～町全体をひとつのホテルに～	町 民間	● 農家レストランの改修	
世界の文化体験	町 民間	● 特産品の輸入・販売、異文化体験の推進	
インバウンドに対応した環境整備	町	● キャッシュレス決済の推進 ● 多言語案内の充実	
周遊観光ルート整備	町 民間	● 周遊スタンプラリー・二次交通整備	

2 広域観光ルートの構築

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
広域観光ルート整備	町 広域 県 民間	● パンフレット作成・共同PR活動・共同自転車貸出	



用語の解説

(31) The Hotel かんら事業 ▶ 町全体をホテルに見立て、観光客や移住希望者に対して、宿泊、食事、観光・レジャーなどの体験機会や町の情報を発信・提供することで、甘楽町の人に触れ、暮らしぶりを感じてもらい、関係人口の増加や地域活性化につなげようとするプロジェクト。

笑顔で暮らせる 環境にやさしいまち



基本構想

- 地球環境の将来を見据え、町民一人ひとりが環境問題を意識できる持続可能な循環型社会のまちづくりを推進します。
- 貴重な水資源を生かして、いつでも安全で良質な水道水を安定供給します。
- 生活排水を適切に処理することで、河川の水質を保全し、清潔で快適な生活環境の確保を推進します。
- 交通事故、犯罪などから町民の生命と財産、子どもたちの安全を守るため、関係機関の連携強化及び情報共有を行い、安全安心な地域社会を推進します。
- 人口減少対策として、まちの魅力を積極的に発信し、空き家などをまちの資源として活用した移住・定住を促進します。



地域活動フラワープラン



地域で子どもを守る通学風景

第1項 自然環境の保護

- 町民・事業者・行政が、脱炭素社会³²の実現のため社会全体で協力して、温室効果ガス³³の排出削減、再生可能エネルギー³⁴の有効活用、緑化推進対策を推進します。
- みどり豊かな環境を守り育てる人づくりに取り組み、人と地球にやさしいまちづくりを推進します。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
温室効果ガスの削減対策	町 事業者	●低炭素型自動車³⁵導入 ●バイオマス³⁶ごみ袋の検討・実施	
再生可能エネルギーの有効利用	町	●町有施設に太陽光発電設備設置 ●再生可能エネルギー設備設置者へ設置費用補助 ●低炭素なエネルギーの情報提供	
緑化推進対策	町 町民	●緑のカーテン³⁷の設置・推進 ●フラワープラン³⁸の実施	
公害対策	町 事業者	●大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などに対する意識啓発や指導体制強化	
不法投棄対策	町	●監視体制の強化・パトロールの実施 ●監視カメラの設置 ●ごみのポイ捨て防止やペットのフンの放置防止	
環境保全	町 事業者	●環境美化推進員³⁹の充実 35人／年増員 ●小中学校における環境教育、環境学習の充実	



用語の解説

- (32) 脱炭素社会 ▶ 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量実質ゼロを実現する社会。
- (33) 温室効果ガス ▶ 太陽光で暖められた地表が放射する熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスのこと。主なものに、二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがある。温室効果ガスが増えると温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながる。
- (34) 再生可能エネルギー ▶ 太陽光、風力、バイオマスなど、自然界に常にあり、繰り返し使うことができるエネルギーのこと。温室効果ガスを排出しない。
- (35) 低炭素型自動車 ▶ CO₂の排出量が少ない車。
- (36) バイオマス ▶ 生物（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のこと。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。バイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素のため、バイオマスは大気中で新たな二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルな資源といわれている。バイオマスの種類として、食品廃棄物や家畜排せつ物などの「廃棄物系バイオマス」、麦わらや林地残材などの「未利用バイオマス」、さとうきびなどの糖質資源やなたねなどの油脂資源などの「資源作物」の3つに分類されている。
- (37) 緑のカーテン ▶ 窓や外壁に張ったネットに、ゴーヤなどのつる性植物をカーテン状に這わせたもののこと。暑さ対策、目隠しなどに効果的。
- (38) フラワープラン ▶ 「自らの地域は、自らの手で」という精神のもと、地域ボランティア活動の一環として、道路、公園、公共施設及びコミュニティ施設等への花き等の植栽を通じて環境整備を進める町内の個人又は団体に花の種や苗の提供などを行う事業。
- (39) 環境美化推進員 ▶ 環境ボランティア登録申出により、町の登録を受けて、ボランティアで環境美化活動などの活動に取り組む人のこと。黄色い腕章が目印。

第2項 循環型社会の構築

- ごみの減量化と資源化の意義を町民一人ひとりが再認識し、意識を高められるよう積極的に啓発活動を行い、ごみの排出量削減と適正な分別処理を推進します。

施策の概要	主 体	内 容 ・ 目 標	
		前 期	後 期
5 R ⁴⁰ の推進	町	●情報発信ツールの活用、講座開催による啓発 ●地域や教育機関での学習の機会の提供	
分別収集事業 ごみの資源化 リサイクル率 (令和元年度21.8%)	町	●資源ごみの回収方法の見直し ●ごみの資源化推進 目標率：23.3%	●ごみの資源化推進 目標率：24.0%
ごみの適正処理の推進	町	●ごみ出しルールの徹底 ●災害発生時における迅速なごみ処理体制の運用推進	
清掃センター設置事業 (可燃ごみ)	広域	●協議	
最終処分場設置事業 (不燃ごみ)	広域	●協議	



資源の再生に取り組む分別収集



- (40) 5R ▶ ごみを減らすためのリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の3Rに、リフューズ（ごみの元になるものを断る）・リスペクト（大切に長く使う）の2つを加えた群馬県循環型社会づくり推進計画において示された5つの行動。

第3項 いつでも安全で良質な水

- 水道ビジョン⁴¹に掲げる「安全」「強靱」「持続」の基本理念を柱として、安全で良質な水道水の安定供給を行うとともに、健全な経営基盤を継続して推進します。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
有収率 ⁴² 向上 (令和2年度77%)	町	●83%以上	●88%以上
上水道施設整備	町	●管路整備 4,000m	●管路整備 3,000m ●配水池整備工事 ●糞浄水場改修工事
自然災害対応	町	●水源確保 しゅんせつ工事 ⁴³ ●周辺自治体と連携した供給	



白倉第一浄水場



用語の解説

- (41) 水道ビジョン ▶ 甘楽町水道事業基本計画のうち、町の水道事業の現状や課題の分析、今後の取り組みについての将来像などを示すもの。なお、将来にわたり、安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画は、同計画の「経営戦略」で示されている。
- (42) 有収率 ▶ 年間総有収水量（水道料金収入につながった水量）÷年間総配水量（配水池から送り出された水量）×100水道施設の稼働が実際の収益にどの程度反映されたかを表し、高率であるほど水道施設整備・稼働に要した経費を効率的に収益として確保したことを示す。
- (43) しゅんせつ工事 ▶ 砂防ダム（堰堤）などに堆積した土砂などを取り除く工事。水源の多くを砂防ダムとしているため、台風などで堆積した土砂の撤去を行うこと。

第4項 水環境の保全

- 快適で衛生的な生活環境の維持向上と河川の水質を保全するため、生活排水の適正な処理を推進します。
- 持続可能な経営を確保し経営基盤を強化するため、下水道事業の地方公営企業法⁴⁴の適用と下水道ビジョンの策定により安定的な経営を推進します。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
計画的な維持管理	町	●下水道設備の更新（管路・マンホールポンプ）	
公共下水道加入促進事業 （令和2年度84％）	町	●接続率 86％	●接続率 88％
農業集落排水事業の 公共下水道事業への統合	町	●城南・上野地区	●善慶寺・国峰地区 （富岡市との共同化）
健全な下水道事業の経営	町	●経営戦略の更新 ●ストックマネジメント ⁴⁵ 計画の策定 ●地方公営企業法適用 ●下水道ビジョン策定	●経営戦略の更新 ●ストックマネジメント 計画の更新
自然災害対応	町	●周辺自治体と連携した対応	
浄化槽設置整備費補助事業	町	●合併浄化槽 20基	●合併浄化槽 20基



町を潤す天の恵み 雄川源流



用語の解説

- (44) 地方公営企業法 ▶ 地方公共団体が設置する地方公営企業（水道、ガスなどの事業）の組織や財務などについて定めた法律。
- (45) スtockマネジメント ▶ 既存の施設（ストック）の老朽化の進展状況を捉えて優先順位をつけながら施設の改築を進め、施設全体の中長期的な維持管理、改築を計画的・効率的に管理すること。

第5項 安全安心な暮らし

- 交通事故の被害にあいやすい交通弱者となる子ども、高齢者などへの交通安全運動、通学路や危険な交差点などにおける安全対策・施設の整備を関係団体と連携して推進します。
- 子どもや女性を狙った犯罪や振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害にあわないよう、警察、町、関係機関が連携して、積極的な防犯活動を推進します。

1 安全な暮らし

施策の概要	主 体	内 容 ・ 目 標	
		前 期	後 期
甘楽町通学路交通安全プログラム ⁴⁶	町	●甘楽町通学路交通安全推進協議会（年2回） ●合同点検（年1回） ●調査に基づく交通安全施設の整備	
交通安全教室	町	●小中学校交通安全教室 ●通学自転車指導	
交通事故防止啓発活動	交通対策協議会	●夜間反射ベストの着用推進 ●交通安全運動の実施	

2 犯罪のない暮らし

施策の概要	主 体	内 容 ・ 目 標	
		前 期	後 期
特殊詐欺対策	町	●特殊詐欺電話対策機器貸出 貸出台数50台 ●広報・安全安心メールによる周知	
犯罪防止対策	町 警察 防犯協会 消費生活センター	●犯罪防止・相談体制の連携強化 ●防犯パトロールの実施	



用語の解説

(46) 甘楽町通学路交通安全プログラム ▶ 地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組み、関係機関の連携を密にして児童生徒が安全に通学できるように通学用道路の安全確保を図ることを目的に町が策定するプログラム。

第6項 移住定住の促進

- 定住人口の増加と地方へのつながりを構築し、本町への移住・定住を促進します。
- 増加する空き家の問題解消と適正管理を促進し、リスクと捉えず積極的な有効活用を推進します。

1 移住定住の促進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
移住相談事業	町 県	●相談会 10回 ●相談件数 50回	●相談会 10回 ●相談件数 50回
まちづくり定住応援金 交付事業 ⁴⁷	町	●350戸	●350戸
奨学金返還支援助成事業 ⁴⁸	町	●50人	●50人
新婚生活スタートアップ応援 事業 ⁴⁹	町	●50世帯	●50世帯
地域おこし協力隊 ⁵⁰	町	●10人	●10人

2 空き家等対策事業の充実・強化

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
空き家バンク事業	町	●利用件数 15件	●利用件数 15件
危険空き家等除却補助事業	町	●15戸	●15戸
空き家リフォーム補助事業	町	●10戸	●10戸



- (47) まちづくり定住応援金交付事業 ▶ 定住化による活力あるまちづくりを推進するため、新しく家を建てた人、購入した人に応援金を交付する制度。
- (48) 奨学金返還支援助成事業 ▶ 町の将来を担う若者の定住及び町内企業の活性化を図るため、町内に定住し、又は町内企業で就業する人が返還する奨学金の一部を5年間補助する制度。
- (49) 新婚生活スタートアップ応援事業 ▶ 婚姻に伴う新生活を支援し、少子化対策の強化及び人口減少対策を目的に、新たに婚姻した世帯に対して住居費及び引越費用の一部を補助する制度。
- (50) 地域おこし協力隊 ▶ 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方自治体が、都市地域からの移住者を地域おこし協力隊員として任命し、農業などへの従事、地域の魅力PR、イベント運営などの地域協力活動を行ってもらい、その地域への定住・定着を図る取り組み。



清らかな水が流れる雄川堰



交通安全活動

第4章

誰もがつながり支え合う 地域福祉のまち



基本構想

- 誰もが「この町に生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたい」と思えるために、町民一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、地域で支え合える社会をつくります。
- 「すべての人に健康と福祉を」を目標に、子どもから高齢者、障がい者、誰もがつながり支え合う地域福祉のまちづくりを推進し、地域共生社会の実現を図ります。



仲良く遊ぶかんら保育園の様子



高齢者が集うにここサロン

第1項 楽しみながら子育てのできる環境整備

- 結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安の解消や負担の軽減を図り、安心して楽しみながら子育てができる体制づくりを実現します。
- 子育ての切れ目ない支援体制や保育サービスの充実を図り、地域全体で子育て世代を支えるまちづくりを推進します。

1 子育て支援の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
支援体制の強化	町 民間	●安心して結婚、妊娠、出産、子育てに臨めるよう包括的な支援体制を強化 ●妊婦健診などの事業を推進 ●産後ヘルパー事業⁵¹の実施	
育児負担の軽減	町 民間	●男性の育児参加、育児休暇取得の推進	
経済的な支援	町	●出産祝金、三世代同居世帯子育て奨励金⁵²などの拡充 ●不妊・不育症治療費補助の拡充	
育児不安の軽減	町	●発育、発達に関する相談支援の推進	
相談拠点の強化	町	●「甘楽町子育て支援センター」の活用推進	
ママリフレッシュ事業	町	●子育てママたちの交流、活動への支援 ●ファミリーサポートセンターの活用推進	
児童虐待への取組み	町	●虐待の防止、早期発見のための連携強化	
保護者負担の軽減	町	●給食費の軽減 ●保育料の軽減	

2 保育サービスの充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
保育サービスの拡充	町 広域 民間	●病児、病後児保育の実施 ●延長保育の拡充 ●休日保育の拡充 ●一時保育の拡充	
幼稚園、保育園の再編事業	町 民間	●公私連携幼保連携型認定こども園の開園 ●公私連携型保育園の開園	
子どもたちの居場所づくり	町	●学童保育を小学校単位で開設	
		●児童館開設に向けた調査	●児童館の開館



- 用語の解説
- (51) 産後ヘルパー事業 ▶ 出産後に、家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児支援を行うサービス。
- (52) 三世代同居世帯子育て奨励金 ▶ 三世代家族の形成と子育て支援を促進し、家族のきずなの再生と定住促進を図るため、親と子と孫が同居し、お互いを助け合いながら生活する三世代同居世帯に対して奨励金（商品券）を交付する制度。

第2項 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- 高齢者がいきいきと生活し、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、健康づくりや居場所づくりを推進します。
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを包括的かつ継続的に行う「地域包括ケアシステム」の更なる拡充を図ります。
- 介護に対する不安や問題を軽減するため、介護サービスの更なる充実・拡充を図ります。

1 生きがいと居場所づくりの推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
健康づくりと交流の推進	町 民間	●各種健康相談、健康教室やレクリエーション活動の開催、支援	
就労施策の推進	町	●シルバー人材センターなどの就労機会の確保に対する支援、推進	
集いの場の提供	町 民間	●各種サロンやおたっしや会の開催を支援	

2 介護予防の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
地域生活の支援	町 民間	●地域包括ケアシステムによる一体的な支援体制の整備	
介護予防の取組み	町 民間	●介護予防サポーターの育成、フォローアップ ●認知症チェックアプリの推進 ●健康づくりやフレイル ⁵³ 予防対策、生活支援対策の拡充	

3 介護サービスの充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
サービス提供体制の整備	町 民間	●情報提供・相談体制の充実 ●在宅介護サービスの強化	
介護施設の整備	町 民間	●小規模多機能型居宅介護施設の整備	
認知症対策事業	町	●チームオレンジの設置	
		●認知症カフェの運営 ●家族介護教室の開催	



(53) フレイル ▶ 加齢や疾患などにより心身の機能が弱った状態（虚弱）。

第3項 すべての人がともに支え合う地域福祉

- 人のつながりの重要性を再認識し地域福祉に対する意識の高揚を図ります。
- すべての人がお互いに理解し合い住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 関係機関の連携により、総合的な支援体制の整備と福祉サービスの充実を図り、子どもから高齢者まですべての人が支え合うまちづくりを推進します。

1 地域福祉の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
福祉ボランティア育成事業	町 社会福祉協議会 民間	● 災害ボランティアの育成 ● 就労的活動支援コーディネーターの育成 (現状0人→目標1人) ● 生活支援サポーター（買い物弱者などの支援）の育成強化 (現状11人→目標25人)	
支え合いの推進	町 社会福祉協議会 民間	● 地域の子どもや高齢者などが利用できるふれあい食堂などの活動支援	

2 障がい者福祉の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
自立生活の支援	町 民間	● 公共施設などのユニバーサルデザイン⁵⁴化を推進 ● 就業機会の確保や事業所への法定雇用の周知	
障がい者福祉サービスの拡充	町 民間	● 社会福祉法人や福祉サービス事業者など関係団体によるネットワークの強化	
地域交流の支援	町 民間	● ボランティア団体などの人材育成や地域での交流を支援	

3 母子・父子福祉の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
相談体制の充実	町	● 民生委員児童委員と連携した実態や問題点の把握	
自立支援の促進	町	● 生活援助制度の利用促進と各種手当ての周知	

4 生活困窮者自立支援の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
安定した生活への自立支援	町 社会福祉協議会	● 自立相談支援事業の活用による就労支援 ● 生活支援に関する情報の提供 ● 生活福祉資金貸付制度の活用と自立相談支援	
ヤングケアラー ⁵⁵ への支援	町 民間	● 家事援助などのヘルパー派遣による負担の軽減 ● 早期把握に向けた相談支援体制の整備	



- (54) ユニバーサルデザイン ▶ 多様な人々がはじめてから利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
 (55) ヤングケアラー ▶ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

第4項 いきいきと暮らせるための健康づくり

- 誰もが健康でいきいきと暮らせるために、町民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを支援します。
- 健康寿命の延伸を目指し、健やかで活力あるまちづくりを推進します。

1 健康づくりの推進（1次予防）

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
相談体制の充実	町	●食生活の改善や適切な運動の普及・相談 ●体やこころの健康相談窓口などの周知 ●ゲートキーパー⁵⁶の養成	
歯科保健対策の推進	町	●ライフステージ ⁵⁷ に応じた歯科保健対策の強化	
感染症予防対策の推進	町	●情報提供や予防接種体制の整備	

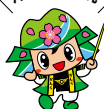
2 疾病の早期発見と早期治療の推進（2次予防）

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
健(検)診体制の充実	町	●ライフスタイルに合わせた受診方法などの体制整備 ●若年者を対象とした健診の推進 ●受診結果に関する個別の相談体制づくり	
特定健診 ⁵⁸	町	●受診率 目標50%	●受診率 目標55%
特定保健指導 ⁵⁹	町	●受診率 目標23%	●受診率 目標25%

3 疾病の再発と重症化予防の推進（3次予防）

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
包括的なケアシステムの構築	町 民間	●医療・介護・保健など関連分野の連携強化 ●在宅医療の推進	

用語の解説



(56) ゲートキーパー ▶ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を計ることができる人のこと。命の門番とも位置付けられる人。

(57) ライフステージ ▶ 乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの各段階。

(58) 特定健診 ▶ 公的医療保険加入者で40歳から74歳までの方を対象にした健康診査。甘楽町国保の令和元年度受診率は49.4%。

(59) 特定保健指導 ▶ 特定健診結果から生活習慣病等のリスクが高い方へ生活習慣改善等を指導。甘楽町国保の令和元年度受診率は22.4%。

第5項 みんなで支える安心の社会保障

- 医療保険事業を着実に実施するため、保険資格の適正化や安定した保険財政運営を図ります。
- 誰もが安心して医療を受けられるよう、医療保険制度の充実を図ります。
- 子育て家庭の医療費負担軽減などの経済的支援の拡充を図ります。

1 国民健康保険制度・後期高齢者医療保険制度の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
医療費の抑制	町	● 一人ひとりの健康管理による疾病予防の推進 ● 早期発見、早期治療へ向けた健康診査費用などの軽減	
安定した財政基盤	町	● 保険税の収納率向上及び支払い困難者への相談、指導の推進	

2 子育て家庭への支援

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
経済的負担の軽減	町	● 子どもに対する医療費無償化（福祉医療費制度）の拡充 ● 国保出産育児一時金の増額を継続 ● 国保税軽減措置の継続	



甘楽中学校美術部作品

豊かな心と 自分らしさを育むまち



基本構想

- 未来を担う子どもたちへ情報通信技術の活用や発達支援など、きめ細やかな教育に取り組み、確かな学力向上と心身の健やかな成長を支援します。
- 誰もがまちの歴史文化に興味を持ち豊かな感性と郷土愛を育み、生涯を通じて学習や文化活動、スポーツ活動に取り組むことで、その知識や技能を生かし充実した日々を過ごすことのできるまちづくりを推進します。



国指定名勝 楽山園



タブレットPCを整備した学習環境

第1項 未来を担う力を育む人づくり

- 新しい時代を生きる子どもたちに必要な「知識と技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学びに向かう力、人間性」を養います。
- 外国語教育などを通して、異文化・共生社会を生きる力を養うとともに、誰もが等しく学ぶことができる教育環境の整備を推進します。
- 健やかな体づくりと望ましい食習慣の形成のため、町内産の食材を用いた安全安心で特色ある学校給食を提供し、食に関する知識と意識を高める教育を推進します。

1 小中学校教育の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
地域とともにある学校を目指すコミュニティ・スクール ⁶⁰	町	●学校運営協議会設置 (コミュニティ・スクール運営開始)	
英語教育の充実	町	●外国語指導助手（ＡＬＴ）を各校１名配置 ●国際化や異文化・共生社会に対応した教育の推進	
不登校児童生徒の支援	町 広域	●定住自立圏構想による 適応指導教室の共同運営	
スクールバスの安定運行	町	●運行エリアの検討	●バスの更新
教職員研修	町	●新任教職員に対する町文化財研修の実施	

2 特別支援教育の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
特別支援教育の充実	町	●各学校への特別支援教育支援員の適正な配置	
教育相談事業の機能充実	町	●各学校へ相談員１名配置	

3 学校教育施設の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
施設長寿命化のための改修	町	●小幡小学校 福島小学校 新屋小学校	
教育環境保持	町	●経過年数を考慮した計画的な空調設備更新	

4 学校給食の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
安全な給食の提供	町	●食物アレルギー対応食 (除去食・代替食) の提供	
魅力ある給食の提供	町	●地域に伝わる料理や季節行事にちなんだ料理、交流がある国や地域の料理の提供	
地域とつながった給食の提供	町	●地元生産物使用割合50%（総合戦略第一期より）	
食育の推進	町	●給食を通じた地域の人との交流 ●食材への理解向上	
給食センターの運営効率化	町	●調理及び配送の業務委託	



(60) コミュニティ・スクール ▶ 学校運営協議会制度のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

第2項 DX⁶¹に対応した教育の推進

- 1人1台タブレットPCと高速大容量の通信ネットワークを整備します。
- 教職員のデジタルリテラシー⁶²及び児童生徒のネットリテラシー⁶³の向上を目指します。
- 子どもたちを誰一人として取り残すことなく、個別最適な学習ができる環境づくりを推進します。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
教育用ＩＣＴ機器更新	町	●校務用・児童生徒用随時更新	
デジタルリテラシー向上	町	●教職員のＩＣＴ研修の充実 ●ＩＣＴ活用の加速化	
ネットリテラシー向上	町	●ネットリテラシー教育の推進	
通信環境整備	町	●未整備家庭への支援	●時代に即した通信環境整備



タブレットPCを活用したＩＣＴ授業



- (61)DX ▶ デジタルトランスフォーメーションの略。スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。
- (62) デジタルリテラシー ▶ デジタル技術を利用するに当たって必要とされる知識や能力。
- (63) ネットリテラシー ▶ インターネットの利便さ、脅威やルールを理解し、適切に使用する能力。

第3項 生涯学習で人生を豊かに

- 多様な学習ニーズに応えるため、年齢や性別を問わず学習機会を提供し、個々の学習成果を生かせる場をつくります。
- 各施設の更なる有効活用を図ります。
- 等しく自分らしく生きるため、男女共同参画や青少年健全育成を推進し、ジェンダーフリー⁶⁴やLGBTQ+に対応した一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない社会を確立します。
- DV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為の防止に向け、関係機関との連携強化、相談及び保護体制の整備を図ります。

1 生涯学習の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
地域ぐるみの生涯学習の充実	町 生涯学習推進協議会	● 地域の交流推進 ● 活動内容の充実	
学習機会の提供	町 文化協会	● 参加しやすい講座、講演会や公民館教室開催 ● 各団体主催の初心者教室などの開催支援 ● 広域的な学習環境構築	
発表機会の提供	町	● 文化活動への町民参加を促進 ● 成果を発表する機会の提供 ● 人材育成の支援	

2 社会教育施設の機能の充実

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
図書館の利便性向上	町	● 電子書籍の導入 ● 県内図書館との連携	● 県内図書館との連携
社会教育施設の充実	町	● 公民館改修	● 文化会館改修 ● ら・ら・かんら改修



(64) ジェンダーフリー ▶ 従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に自らの能力を生かして自由に行動・生活できること。

3 男女共同参画社会の実現

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
男女平等・男女共同参画教育	町	●講演会などの開催 ●ジェンダーフリーへの理解促進	
家庭内など相互に協力しあえる環境づくり	町	●地域や家庭での啓発活動	
D V、セクハラ、ストーカー行為防止に対する支援	町 関係機関	●県の相談センターや警察など関係機関との連携強化	
女性の参画推進	町	●各種委員会や会議など女性参画推進	

4 青少年教育の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
非行、犯罪の防止	町	●有害サイトへのフィルタリング推進 ●夜間パトロール実施 ●防犯カメラ設置	
青少年の健全育成	町	●少年の日や家庭の日の啓発活動 ●講演会や講座開催	

5 人権教育の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
推進体制の構築	町	●県や関係団体との連携による人権教育の推進体制構築	
指導者育成	町	●人権教育指導者研修	
人権教育の学び	町	●自他の権利を尊重し、偏見差別のない児童生徒の育成	
人権啓発	町	●講演会などの学習機会提供と啓発活動 ●L G B T Q + への理解促進	

第4項 活力ある生涯スポーツで健康づくり

- 各種団体への支援及び連携強化、地域指導者の育成等を通じて、町民一人ひとりが目的・年齢・体力に応じて気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の充実を図ります。
- 体育施設の適切な維持管理と住民が安全安心に利用できる環境の整備に取り組みます。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
健康づくり推進	町 体育協会	● 体育協会登録団体と連携強化 ● 地域指導者の人材発掘、人材育成 ● スポーツ教室などの開催	
利用者の利便性向上	町	● 旧甘楽町立第二中学校体育館・甘楽町体育館へエアコン設置	
スポーツ施設の充実	町	● 甘楽町体育館の改修	
スポーツイベントの充実	町 体育協会	● 新たなスポーツの研究・普及 ● 既存事業の見直し・充実 ● ウォーキングの推奨	



小幡桜並木を駆け抜けるさくらマラソンランナー



甘楽もみじウォーク

第5項 笑顔あふれる交流と共生のまちづくり

- 海外への情報発信や受入れ体制の整備、多文化交流など多様な取り組みを通して国際理解学習を進め、町民が多文化共生⁶⁵、国際交流に参加しやすい環境づくりを推進します。
- 都市交流においては、互いに興味・関心を持ち、文化やスポーツを通じて心のふれあいや相互理解による連携を深め、交流人口や定住人口、関係人口の増加に繋げていきます。
- 誰もが住みやすいまちになるよう、多文化共生への理解を深めるための啓発を推進し、外国人も同じ町民として暮らしやすい町をつくりまします。

1 国際交流、都市交流の推進

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
国際交流の推進	町 国交振	● イタリア共和国チェルタルド市と中学生の相互派遣 ● 中華人民共和国哈爾濱市と中学生の相互派遣 ● ニカラグア共和国と文化交流	
都市交流の推進	町 各種団体	● 東京都北区との都市農村交流 ● 織田信長サミット⁶⁶参加団体と文化交流 ● 歴まちサミット⁶⁷参加団体と交流	

2 安心して暮らせる多文化共生の地域づくり

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
外国人生活支援	町	● 公共サインの見直しと外国語表記の案内看板を設置 ● ホームページ、広報紙の多言語化の研究	
外国人行政手続き支援	町	● 行政手続きを円滑に行えるよう、通訳システム導入の検討	
外国人支援体制の整備	町	● 各種団体等と連携し体制の整備	
在住外国人交流事業	町	● 文化・スポーツ交流、多文化講座	



姉妹都市イタリア・チェルタルド市の街並み



用語の解説

- (65) 多文化共生 ▶ 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- (66) 織田信長サミット ▶ 織田氏にゆかりのある歴史を持つ構成市町村が、交流と魅力あるまちづくりを進めていくことを目的に開催されるサミット。
- (67) 歴史まちづくりサミット ▶ 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村が一堂に会し、歴史まちづくりに関する情報発信や意見交換などを行うサミット。

第6項 芸術及び文化の振興と継承

- 町民の誰もが芸術文化に触れながら、交流の輪を広げることで、地域コミュニティの維持、強化につなげます。
- 貴重な文化遺産や歴史資料などの調査研究、保全修復とともに、周辺に残る貴重な歴史建造物等の保護整備を推進します。
- 近年、高齢化による後継者不足の影響により衰退傾向にある民俗芸能や伝統行事などの継承を支援します。
- 町の歴史や文化財を魅力として情報発信し、賑わいの創出として活用していきます。

1 芸術文化活動の振興

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
発表機会の提供（再掲）	町	●文化活動への町民参加促進・発展 ●芸術文化普及のため、成果を発表する機会の提供や人材育成などの支援	
地域の魅力再発見	町	●地元作家作品展などの企画展実施（長岡今朝吉記念ギャラリー）	

2 文化財の保護と活用

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
文化財整備活用事業	町	●旧足軽長屋の保存と活用	
ふるさと景観保全	町	●国指定名勝「楽山園」周辺道路改良 ●無電柱化による小幡地区景観保全 ●国指定名勝「楽山園」・旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷周辺整備 ●国指定名勝「楽山園」の借景保全 ●個別説明板整備 ●ふるさと景観の保全と形成への助成（全地区）	●ふるさと景観の保全と形成への助成（全地区）
伝統民俗芸能保存	町	●伝統民俗芸能団体協議会の発足 ●発表機会提供、人材育成支援 ●無形文化財の映像保存	

共創による 持続可能なまち



基本構想

- 地域と行政の連携により地域力の育成・向上を図り、特色を生かした個性あふれる共創のまちづくりを推進します。
- 財源の確保と経費の節減を図るとともに、前例にとられない事業の見直しにより、未来を見据えた持続可能な財政運営を行います。



コロナ禍に対応した避難所設営訓練



ボランティア活動

第1項 住んでよかったと思える地域の共創

- 団体、企業、学校、地域、行政が役割分担し、地域の課題解決や地域の魅力を活用することで、地域全体のつながりを強め、地域力の育成・向上を図ります。
- 地域活動や行政情報について互いの理解を深め信頼関係を築くため、様々な手法を活用した情報の共有を図ります。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
地域力の育成・向上	各種団体 企業 学校 地域 町	● 地域の新たな魅力や価値の共創 ● 「住みたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思える地域づくり推進 ● 地域活動やボランティア活動、町の取り組みについて情報共有できる交流の場を設け、互いの活動への理解と活動の充実を図るための支援 ● 伝統行事や民俗芸能などの次世代継承 ● 町行政連絡担当職員の継続実施	
行政参画機会の拡充	町	● 各種委員会などの委員の一般公募の推進 ● パブリックコメント制度のホームページ一括掲載 ● ホームページでの町への提言募集	
広報活動・情報の共有	町	● 広報紙、ホームページ、防災行政無線、安全安心メール、SNSなど、TPO⁶⁸に合わせた行政情報発信	



地域活動どんど焼き（天引地区）



那須の獅子舞



(68) TPO ▶ time（時）、place（場所）、occasion（場合）の頭文字をとった略語。

第2項 DXの推進による行政サービスの質の向上

- 町民がニーズに合った行政サービスを選択でき、かつ迅速にサービスを楽しむことができるようDXの推進に取り組みます。
- デジタル弱者に配慮した人にやさしいデジタル化の実現に向けた情報格差（デジタルデバインド）対策を推進します。

施策の概要	主体	内容・目標	
		前期	後期
行政システム標準化・共通化	町	● デジタル化に向けた業務の見直し ● 総合行政システムの標準化・共通化	
テレワーク ⁶⁹ の推進	町	● テレワーク、ウェブ会議などの活用推進	
行政手続きの簡素化・行政サービスの向上	町	● マイナンバーカードの普及・促進 ● 行政手続きのオンライン化推進 ● キャッシュレス決済導入	
		● AI⁷⁰やRPA⁷¹などを活用した業務の効率化、迅速化 ● 情報格差（デジタルデバインド）対策	
人材育成・確保	町	● 研修などを通じたデジタル人材の育成 ● 外部からのデジタル人材の確保 ● 情報セキュリティポリシーの遵守による情報セキュリティ対策	



マイナンバーカード普及・促進



(69) テレワーク ▶ ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

(70) AI ▶ アーティフィシャル インテリジェンスの略称で、人工知能。

(71) RPA ▶ ロボティック プロセス オートメーションの略称で、仮想的労働者と呼ばれる。人間がコンピュータ上で行う作業を自動化する技術。

第3項 安全で安心な暮らしを守るまちづくり

- すべての町民が安心して暮らし続けられるよう災害に備え、自助、共助、公助の連携による安全で安心なまちづくりを推進します。

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
地域防災力の強化	町 地域	●地域防災訓練実施（毎年） ●消防団員確保 ●地域コミュニティ活動及び自主防災組織活動支援	
	町	●防災士の育成 10人	●防災士の育成 10人
防災体制の充実	町	●地域防災計画などの見直し	
		●防災マップ更新	
防災基盤の整備	町	●備蓄・防災倉庫 2箇所	
		●防災拠点への発電機配備 2箇所	
		●電気自動車購入 3台	
		●避難所への蓄電システム 設置 1箇所	●避難所への蓄電システム 設置 1箇所
		●防火水槽（耐震性貯水槽）の新設・更新 5基	●防火水槽（耐震性貯水槽）の新設・更新 5基
		●非常用備蓄品購入	
消防力の充実	町	●消防ポンプ車購入 1台	●消防ポンプ車購入 1台
		●消防団詰所改築 1箇所	
	町 地域 民間	●消火栓 10基	●消火栓 10基



地域を守る消防団の出初式

第4項 健全で持続可能な行財政運営

- 町民ニーズを的確に把握し、効率的な行政運営を図ります。
- 最小限の経費で最大の効果をあげることを基本とし、事業の取捨選択、老朽化した公共施設の適正管理や庁舎整備など、健全で持続可能な財政運営を推進します。

1 健全で持続可能な財政運営

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
歳入確保	町	● 突発的な財政出動にも耐えうる基金の確保 ● 施設使用料など税外収入の適正化	
歳出抑制	町	● 適正な起債借入による後年度負担の軽減 ● 事務事業の見直し	
納税方法の拡充	町	● キャッシュレス決済導入	

2 行政組織力の向上

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
行政組織の見直し	町	● 町民ニーズや社会情勢に合理的に対応するため、行政組織改革を図る	
人材の育成・確保	町	● 職員の資質向上を図る ● 民間人材の活用	
民間活力の活用	町 民間	● 民間活力の活用	

3 公有施設の維持・活用

施策の概要	主 体	内 容・目 標	
		前 期	後 期
個別施設計画 ⁷² 進捗・管理	町	● 計画的な修繕・整備	
老朽化施設の廃止・解体	町	● 白倉研修センター 廃止・解体 ● 学校跡地検討	
公共用地の有効活用	町	● 小学校プール跡地及び幼稚園跡地利活用検討委員会設置・調査 ● 旧下井団地の調査・開発	
庁舎整備計画	町		● 整備検討委員会設置 ● 整備方針及び整備計画の決定



(72) 甘楽町個別施設計画 ▶ 甘楽町公共施設等総合管理計画に基づき、教育施設以外の27の公共施設について、向こう20年間の維持管理等に係るトータルコストの縮減及び対策等の優先順位付けによる予算の平準化を図るため、個別に計画したもの。なお、教育施設は甘楽町学校施設等個別施設計画が策定されている。

第5項 広域的な視点による行政の推進

- 福祉・医療、し尿・ごみ処理、消防など、一つの自治体で対応していくことが困難な事業については引き続き広域的な行政運営を行うとともに、広域行政制度による効果的な事業を推進します。

施策の概要	主 体	内 容 ・ 目 標	
		前 期	後 期
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の継続実施	甘楽町 富岡市 下仁田町 南牧村	● 消防事務、救急医療対策事業 ● 看護師養成所の設置と管理	
	甘楽町 富岡市	● し尿処理新施設設置と管理	
富岡地域医療企業団の継続実施	甘楽町 富岡市	● 公立富岡総合病院と公立七日市病院の病院運営	
定住自立圏構想の取組み	甘楽町 富岡市 下仁田町 南牧村	● 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定書に基づき、圏域市町村と連携し、各自治体の資源・機能など特性を組み合わせることでの圏域住民の生活機能の確保・強化とともに、効率的なサービス提供を図る	



消防再編計画により移転整備された甘楽分署

甘 楽 町 第 6 次 総 合 計 画

資 料 編

甘企発第 65 号
令和3年7月27日

甘楽町総合計画審議会長 様

甘楽町長 茂 原 莊 一

甘楽町第6次総合計画案について（諮問）

令和4年度から令和13年度までの10年間のまちづくりの指針となる第6次総合計画の策定にあたり、甘楽町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

令和4年2月2日

甘楽町長 茂原 莊 一 様

甘楽町総合計画審議会
会 長 中 野 喜 久 勇

甘楽町第6次総合計画案について（答申）

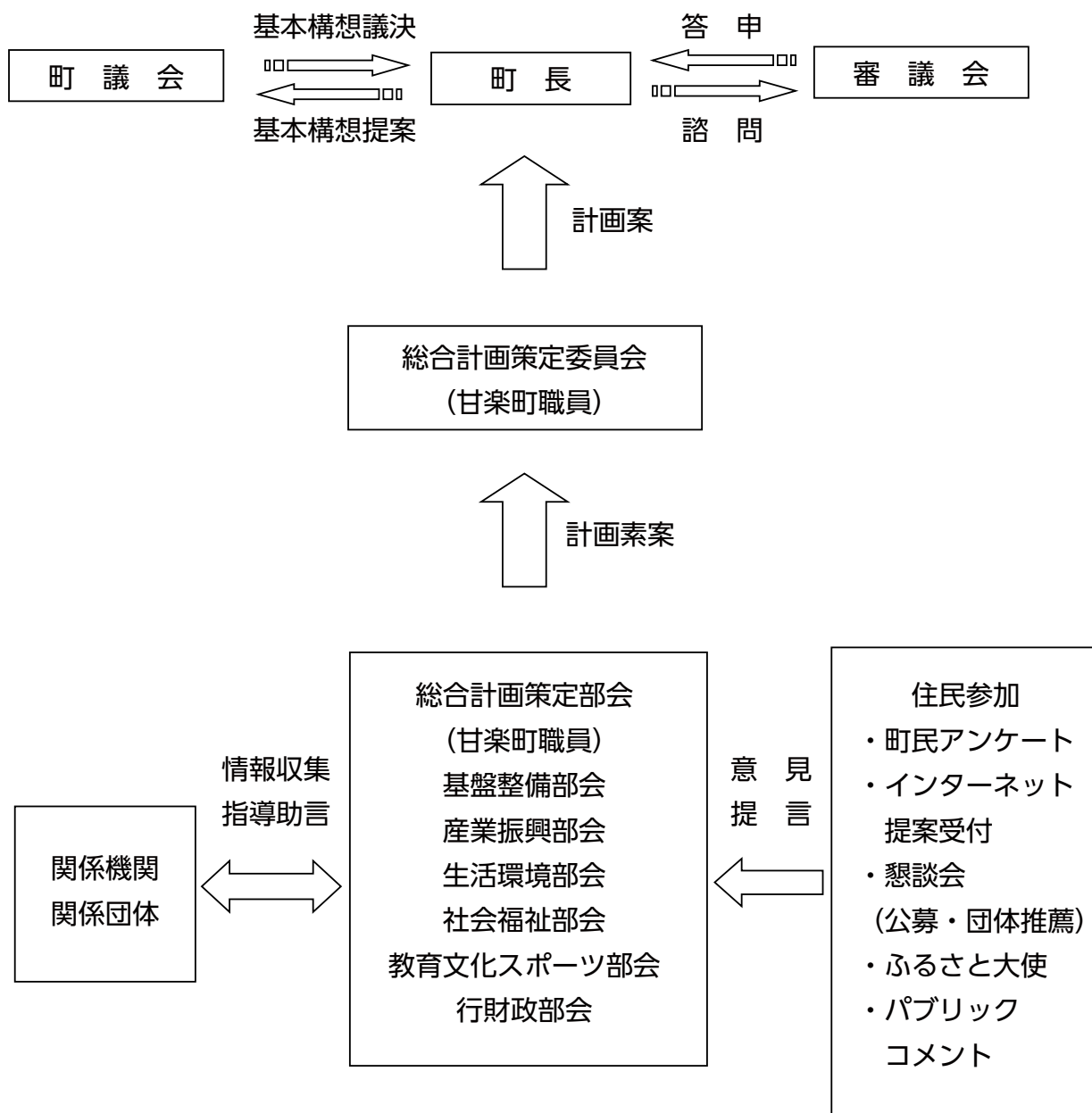
令和3年7月27日付け甘企発第65号で諮問された甘楽町第6次総合計画案について、当審議会で慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

記

計画の推進にあたっては、当審議会の審議及び町民アンケートや懇談会などを通じて寄せられた意見を尊重するとともに、次の事項に配慮され、より成果をあげられるよう要請します。

- 1 本計画の推進にあたっては、社会経済の変化や町民ニーズを的確に把握し、本計画が策定された時代背景を念頭に置きながら、時代に即した柔軟な事業展開に努めるとともに適切な対応を図られたい
- 2 町民の安全安心な暮らしを守るための施策の実行には大胆な予算投資を行い、住民の目に見える効果を期待したい
- 3 全国各地で土砂災害や河川災害が頻発していることから、災害予防対策に一層取り組まれたい
- 4 甘楽スマートインターチェンジ周辺は商工業の適地であるので、開発や土地利用活用の推進を図られたい
- 5 公共交通の利用促進については、高齢者の移動手段の確保として便利になるよう整備を図られたい
- 6 農業経営の充実や地産地消を推進するうえで、担い手不足の解消や新規就農者の増加を図られたい

甘楽町第6次総合計画体制図



甘楽町総合計画審議会条例

昭和 46 年 6 月 19 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甘楽町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、甘楽町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員 4 人以内

(2) 関係団体等代表者 2 人以内

(3) 学識経験者 4 人以内

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 人、副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会に特別な事項を調査及び研究させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

甘楽町総合計画審議会専門部会規程

昭和 56 年 12 月 25 日

規程第 6 号

(設置)

第 1 条 甘楽町総合計画審議会条例(昭和 46 年甘楽町条例第 25 号)第 7 条の規定に基づき、甘楽町総合計画審議会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(使命)

第 2 条 部会は、甘楽町総合計画審議会長（以下「審議会長」という。）の求めに応じ、甘楽町総合計画に定める事項に必要な調査及び研究を行う。

(組織)

第 3 条 部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 基盤整備部会
- (2) 産業振興部会
- (3) 社会環境部会
- (4) 教育文化部会

2 部会は、審議会委員で組織する。

3 委員の所属部会は、審議会長が指名する。

4 部会に、部会長を置く。

5 部会長は、委員の互選によって定める。

(職務)

第 4 条 部会長は、会務を総理する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(報告)

第 6 条 部会長は、調査及び研究の結果を遅滞なく審議会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、主管課において処理する。

甘楽町総合計画策定委員会規程

昭和 56 年 12 月 25 日

規程第 7 号

(目的)

第 1 条 この規程は、甘楽町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、甘楽町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置き、計画に必要な調査、研究及び草稿の調整立案事務に努める

(組織)

第 2 条 委員会は、副町長、教育長及び課長等の職員をもって組織する。

2 委員会に委員長 1 名を置き、副町長の職にある者がこれに当たる。ただし、副町長が空席の場合は、主管課長をあてる。

3 委員会には、専門委員を置くものとし、町長が任命する。

4 専門委員は、事務局と密接な連携を保つと共に、事務を補佐し、分掌事務に関する調査、研究並びに原案の企画及び立案を行う。

(職務)

第 3 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に、事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 事務局の職員は、会議に出席し発言することができる。

(部会)

第 5 条 委員会に次の部会を置くものとする。

(1) 基盤整備部会

(2) 産業振興部会

(3) 生活環境部会

(4) 社会福祉部会

(5) 教育文化スポーツ部会

(6) 行財政部会

(部会の構成)

第 6 条 部会は、それぞれ部会長及び部会委員で構成し、部会長は、町長が任命する。

2 部会委員は、主任以上の職員とし、委員長が各部会に指名する。

3 専門委員は、委員長の命により各部会に属する。

(部会の職務)

第 7 条 部会長は、部会の事務を総理する。

2 部会委員は、分掌事務に関する調査研究並びに原案の策定事務に努める。

(部会の会議)

第 8 条 部会は、委員会に準ずる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、主管課に置く。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

甘楽町第6次総合計画審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

委員区分		氏 名	役 職 等	備 考
1号	町議会議員	中野喜久勇	甘楽町議会議長	会 長
		金田 倍視	甘楽町議会副議長	副会長
		山崎 澄子	総務文教常任委員長	
		山田 光男	社会産業常任委員長	
2号	関係団体等 代 表 者	吉田 正一	J A甘楽富岡理事、農業委員長	
		横山 孝明	商工会長、観光協会長	
3号	学識経験者	熊井戸良男	区長会長	
		松井 勉	教育委員会 教育長職務代理者	
		森 栄梨子	NPO法人自然塾寺子屋事務局長	
		関谷かおり	甘楽町民生委員児童委員主任児童委員代表	

甘楽町第6次総合計画懇談会委員名簿

(順不同 敬称略)

部 会 名	関 連 団 体	委 員 名
基盤整備部会	甘楽町区長会（副会長）	吉井 誠
	JA青年部小幡支部	中野 秀司
	甘楽町農業委員会（委員・農地利用最適化推進委員）	山崎 利已
	甘楽町商工会工業部会	新井 敏勝
	甘楽町商工会女性部	新井 鳴美
	教育委員（女性）	下山 明美
産業振興部会	JA女性会（花みずき・カトレア支部）	吉田由香里
	甘楽町観光案内の会	櫻井喜代司
	甘楽町商工会 青年部	山崎 雄大
	甘楽町商工会 商業部会	中島 秋夫
		山本 雄三
	農村後継者研究会	飯島 康友
	甘楽町都市農村交流協会評議員（生産者代表・女性）	古舘 明子
生活環境部会	一般公募	松井 宏史
	甘楽町環境保健協会	増田 光伸
	甘楽町くらしの会	櫻井 光江
	甘楽町食生活改善推進協議会	松本 光代
	生活改善グループ連絡協議会	山崎 祥江
社会福祉部会	甘楽町空家等対策推進協議会委員（宅地建物取引士）	藤枝 睦男
	民生委員児童委員協議会	青木 正美
	甘楽町保健推進員	野中八重子
	かんら保育園保護者会	堀口佐智世
	甘楽町老人クラブ連合会	黛 哲夫
	甘楽町公立幼稚園PTA連絡協議会	金井 早紀
教育文化 スポーツ部会	一般公募	山田美智子
	甘楽町PTA連合会（甘楽中会長）	岡田みゆき
	甘楽町文化協会	中野 薫明
	甘楽町体育協会	井野口博人
	甘楽町子ども会育成会連絡協議会	渡邊 由江
	教育委員（女性）	柳澤 綾子
行財政部会	甘楽町PTA連合会（小学校会長代表）	茂原 宏敬
	ボランティア連絡協議会	新井 良枝
	甘楽町青少年育成推進員連絡協議会	住谷 仁
	甘楽町消防団	峯岸 藤喜
	甘楽町女性ネットワーク	中里 良江
	甘楽町国際交流振興協会（女性理事）	丸澤 弘子
	一般公募	山田さゆり
	一般公募	田中 安子

甘楽町第6次総合計画策定委員会名簿

区 分	役 職 名	氏 名
委 員 長	副町長	森 平 仁 志
委 員	教育長	近 藤 秀 夫
委 員	総務課長	富 田 浩
委 員	住民課長	岩 崎 佳 孝
委 員	健康課長	五十里 比登志
委 員	産業課長兼農業委員会事務局長	田 中 睦 宏
委 員	建設課長	小 澤 嗣 生
委 員	水道課長	高 橋 功
委 員	会計課長	宇佐美 智 博
委 員	議会事務局長	丸 澤 直 樹
委 員	学校教育課長	秋 山 勝 重
委 員	社会教育課長	齋 藤 文 康
委 員	企画課長	田 村 昌 徳

甘楽町第6次総合計画策定委員会 専門委員・部会委員名簿

部会名	部会長	専門委員	部会委員		
基盤整備部会	増田 剛久	神宮 雅	島田由美子	高松 百合	齊藤 克也
		高橋 孝宏	渡辺 淳	丸澤智佳子	松野 正志
産業振興部会	富田 和幸	山田ひろ子	茂木 隆	野中 香	中島 明子
		今井 和広	横尾 貴広	桐生 晃成	
生活環境部会	小澤 大蔵	荻原 廣美	森平 唯千	高橋美枝子	久保 一彦
		山口 隆彦	横山理英子	飯塚 香奈	
社会福祉部会	小幡 徹	平井まさみ	中島 好美	茂原 賢	土屋加奈子
		山田 宣義	猿谷 朋子	新井 大雄	
教育文化 スポーツ部会	峯岸 勇夫	小間布美代	新井 綱人	小澤由佳利	山田 陽子
		市川 浩二	萩原 泉	飯出 貴宏	
行財政部会	高橋 義信	齋藤開代子	新井 啓介	大野 睦恵	萩原 俊一
		飯塚 信一	岡本 妙子	堀口 裕貴	

事 務 局	企画課長	企画調整係長	係 員		
	田村 昌徳	鈴木千奈津	阿部 愛	蛭田 卓磨	

甘楽町第6次総合計画策定経過

策 定 作 業 関 係			
年 月 日	会議名	内 容	出席者
令和2年12月1日	課長会議	策定方針（案）報告	
12月14日	議会全員協議会	策定方針報告	
12月21日	区長会	策定方針報告	
12月21日	策定委員会の任命書・選任書交付式（体制スタート）	任命書・選任書交付、策定方針報告、町民アンケート（素案）	策定委員 部会長 専門委員 部会委員
令和3年1月26日	第1回連絡調整会議	町民アンケート、基本構想・基本計画項目の変遷、計画策定の進め方、部会別検討課題キーワードについて	部会長 専門委員
2月3日	職員研修講演会 講師 高崎商科大学 特任教授 熊倉浩靖氏	甘楽町第6次総合計画策定に向けて一輝き続けるために考え合いたいこと	策定委員 部会長 専門委員 部会委員
2月10日～2月26日	町民アンケート実施	日本人：無作為抽出1,300人 (13～18歳 185人 回収率 52.43%) (19歳以上 1,115人 回収率 54.26%) 外国人：176人 (13歳以上 回収率30.11%) 町民アンケートについては一部広報掲載	
2月10日～2月26日	かんらふるさと大使 まちづくり提案募集実施		
2月15日～2月26日	職員まちづくり提案募集実施		
3月15日～4月9日	町民まちづくり提案募集実施		
4月22日	第2回連絡調整会議	町民アンケート集計結果報告、町民・ふるさと大使・職員まちづくり提案書結果報告、計画策定の進め方について	部会長 専門委員
6月16日	第3回連絡調整会議	第5次基本計画後期進捗状況、審議会委員（案）、懇談会委員（案）、懇談会の進め方（案）、基本構想（素案）について	部会長 専門委員
6月17日	第4回連絡調整会議	基本構想（素案）について（策定委員長ヒアリング）	部会長 専門委員

策 定 作 業 関 係			
年 月 日	会議名	内 容	出席者
6月24日	第5回連絡調整会議	総論・基本目標（素案）、基本構想（素案）、懇談会の進め方（案）について	部会長 専門委員
7月2日	第1回策定委員会	総論・基本目標（素案）、基本構想（素案）について	策定委員 部会長 専門委員
7月14日	第1回懇談会	策定方針、懇談会の進め方、町民アンケート集計結果報告、部会の担当分野、基本構想（素案）について	懇談会委員 部会長 専門委員 部会委員
8月6日・10日・11日	第6回連絡調整会議	基本計画（素案）について（策定委員長ヒアリング）	部会長 専門委員
8月20日	議会全員協議会	総論・基本構想（素案）報告、経過報告	
8月25日	第2回懇談会	自由討議による意見聴収	懇談会委員 部会長 専門委員 部会委員
9月1日	第2回策定委員会	総論・基本目標（素案）、基本構想（素案）、基本計画（素案）について	策定委員 部会長 専門委員
9月15日・16日	第7回連絡調整会議	基本構想（素案）・基本計画（素案）について（策定委員長及び担当課長ヒアリング）	策定委員 （担当分野の課長） 部会長 専門委員
9月22日	第3回懇談会	自由討議による意見聴収	懇談会委員 部会長 専門委員 部会委員
10月5日	第3回策定委員会	総論・基本目標（素案）、基本構想（素案）、基本計画（素案）について	策定委員 部会長 専門委員
10月18日	町長報告	総論・基本目標（案）、基本構想（案）、基本計画（案）報告	町長 策定委員長 事務局
10月20日	議会全員協議会	甘楽町第6次総合計画（案）報告	
10月22日～11月10日	まちの将来像募集		懇談会委員
10月22日～11月15日	名称及びまちの将来像募集		策定委員 部会委員
10月26日～12月22日	表紙イラスト作成依頼		甘楽中美術部

12月2日	第4回策定委員会	名称及びまちの将来像決定	策定委員
12月15日	議会全員協議会	甘楽町第6次総合計画（原案）報告	
12月22日～令和4年 1月17日	パブリックコメント実施		
2月1日	課長会議	甘楽町第6次総合計画（最終案）報告	
2月18日	議会全員協議会	審議会答申報告	
審議会関係			
年 月 日	会議名	内 容	出席者
7月27日	第1回審議会	任命書交付、諮問書伝達、策定方針報告、総論・基本目標（素案）、基本構想（素案）概要について	審議会委員 策定委員長 副委員長 部会長
11月1日	第2回審議会	第5次総合計画後期進捗状況報告、総論（案）・基本目標（案）・基本構想（案）・基本計画（案）審議	審議会委員 策定委員長 副委員長 部会長
12月1日	第3回審議会	総論（案）・基本目標（案）・基本構想（案）・基本計画（案）審議	審議会委員 策定委員長 副委員長 部会長
令和4年2月2日	第4回審議会	総論（案）・基本目標（案）・基本構想（案）・基本計画（案）最終審議、審議会答申	審議会委員 策定委員 副委員長 部会長
議会関係			
令和4年3月15日	甘楽町第6次総合計画基本構想議決 （令和4年第1回甘楽町議会定例会）		

甘 楽 町 民 憲 章

清澄な大気と豊かな緑の美しい郷土に生きるわたくしたち甘楽町民は先人の遺業をうけつぎ、この町民憲章をかかげ展（ひら）けゆく町をめざして、力強く前進します。

- 1 わたくしたちは 自然を愛し 清澄な空と水をまもり 健康な町をつくります
- 1 わたくしたちは 知性を深め 文化のかおり高い 教育の町をつくります
- 1 わたくしたちは たがいに助け合い 親切をつくし 友愛の町をつくります
- 1 わたくしたちは 人を敬い 感謝とおもいやりの 幸福な町をつくります
- 1 わたくしたちは 勤労を尊び 調和ある豊かな 産業の町をつくります

甘楽町発足 50 周年宣言

—感謝・信頼と連帯・夢—

わたくしたちは、豊かな自然と歴史、伝統、文化を育んできた先人たちの努力に感謝するとともに、お互いに信頼と連帯の中で、かけがえのない郷土を守り、未来に向かって、誇りと希望を持って暮らせる夢のある甘楽町をつくりあげていきます。



【ロゴマークの意味】

甘楽町の町章の上を大きな翼を広げて飛ぶ鳥の原画は、イタリア国チェルタルド市在住の版画家シルビア・ボルゴニ氏がデザインしました。

甘楽町第6次総合計画表紙

甘楽中学校美術部のみなさんの作品をモチーフに作成しました。

作品のイメージ



- ・甘楽町の鳥「雉（きじ）」、花「そめいよしの」、木「赤松」を描き、川や木など自然をイメージしました。
- ・伝統行事として、人がたくさん集まる「夏祭り」を10年後も続けて欲しい。
- ・農業では、最新技術を取り入れたスマート農業を描きました。
- ・子育てでは、子育てしやすい環境づくりをイメージしました。

～しあわせホームタウン甘楽～

いきいきかんらプラン 第6次総合計画書

- 発行 令和4年3月
- 発行者 群馬県甘楽町
- 編集 甘楽町 企画課 企画調整係

〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
TEL：0274-74-3131（代） FAX：0274-74-5813
URL：<https://www.town.kanra.lg.jp>



